

平成30年第2回邑南町議会定例会(第5日目)会議録

1. 招集年月日 平成30年3月5日(平成30年2月20日告示)

2. 招集の場所 邑南町役場 議場

3. 開 会 平成30年3月16日(金) 午前9時30分

閉会 午後1時45分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	4 番	和田 文雄
5 番	宮田 博	6 番	漆谷 光夫	7 番	大屋 光宏	8 番	中村 昌史
9 番	日野原 利郎	10 番	清水 優文	11 番	辰田 直久	12 番	亀山 和巳
13 番	石橋 純二	14 番	三上 徹	15 番	山中 康樹		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 15名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	4 番	和田 文雄
5 番	宮田 博	6 番	漆谷 光夫	7 番	大屋 光宏	8 番	中村 昌史
9 番	日野原 利郎	10 番	清水 優文	11 番	辰田 直久	12 番	亀山 和巳
13 番	石橋 純二	14 番	三上 徹	15 番	山中 康樹		

7. 欠席議員 0名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石橋 良治	副 町 長	日高 輝和	総務課長	服部 導士
管財課長	朝田 誠司	定住促進課長	三上 直樹	企画財政課長	柳川 修司
町民課長	種 由美	税務課長	上田 洋文	福祉課統括課長補佐	井上 涼子
農林振興課長	植田 弘和	商工観光課長	種 文昭	建設課長	土崎 由文
水道課長	川中 栄二	保健課長	洲濱 浩敏	会計課長	渡邊 庸子
羽須美支所長	服部 勲	瑞穂支所長	川信 学		
教 育 長	土居 達也	学校教育課長	日高 始	生涯学習課長	大橋 覚
監査委員	森脇 義博	農業委員会長	田中 正規		

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 大賀 定 事務局管理監 日高 泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
10 番	清水 優文	11 番	辰田 直久

12. 本日の会議の大要は別紙のとおりである。

平成30年第2回邑南町議会定例会議事日程(第5号)

平成30年3月16日(金) 午前9時30分開議

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

日程第3 議案の討論、採決

- | | |
|---------|-----------------------------|
| 議案第 8 号 | 指定管理者の指定について(自治会館等) |
| 議案第 9 号 | 指定管理者の指定について(香木の森公園) |
| 議案第10号 | 指定管理者の指定について(阿須那公民館戸河内分館) |
| 議案第11号 | 指定管理者の指定について(出羽公民館出羽分館) |
| 議案第12号 | 指定管理者の指定について(高原公民館高原分館) |
| 議案第13号 | 指定管理者の指定について(市木公民館市木分館) |
| 議案第14号 | 指定管理者の指定について(雪田伝承の館) |
| 議案第16号 | 邑南町国民健康保険税条例の一部改正について |
| 議案第17号 | 邑南町国民健康保険条例の一部改正について |
| 議案第18号 | 邑南町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について |
| 議案第19号 | 邑南町福祉医療費助成条例の一部改正について |
| 議案第20号 | 邑南町医療福祉従事者確保奨学基金条例の一部改正について |
| 議案第21号 | 邑南町教職員住宅管理条例の一部改正について |
| 議案第22号 | 邑南町公民館条例の一部改正について |
| 議案第23号 | 邑南町文化財保護条例の一部改正について |
| 議案第24号 | 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の廃止について |
| 議案第25号 | 邑南町三江線代替交通確保事業推進基金条例の制定について |

- 議案第 26 号 邑南町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 議案第 27 号 邑南町地域保健福祉計画の一部変更について
- 議案第 28 号 権利の放棄について（テレビ基本チャンネルサービスほか）
- 議案第 29 号 権利の放棄について（水道使用料）
- 議案第 30 号 町道路線の廃止について
- 議案第 31 号 町道路線の認定について
- 議案第 32 号 平成 29 年度邑南町一般会計補正予算第 10 号について
- 議案第 33 号 平成 29 年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第 5 号について
- 議案第 34 号 平成 29 年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第 4 号について
- 議案第 35 号 平成 29 年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第 5 号について
- 議案第 36 号 平成 29 年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第 4 号について
- 議案第 37 号 平成 29 年度邑南町水道事業会計補正予算第 3 号について
- 議案第 38 号 平成 30 年度邑南町一般会計予算について
- 議案第 39 号 平成 30 年度邑南町国民健康保険事業特別会計予算について
- 議案第 40 号 平成 30 年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計予算について
- 議案第 41 号 平成 30 年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 議案第 42 号 平成 30 年度邑南町下水道事業特別会計予算について
- 議案第 43 号 平成 30 年度邑南町電気通信事業特別会計予算について
- 議案第 44 号 平成 30 年度邑南町水道事業会計予算について

日程第 4 閉会中の継続調査の付託

日程第 5 議員派遣

平成30年第2回邑南町議会定例会追加議事日程(第5号の追加)

平成30年3月16日(金)

追加日程第1 町長提出議案の上程、説明、質疑、討論、採決

議案第45号 邑南町情報通信施設条例の一部改正について

平成30年第2回邑南町議会 定例会(第5日目)会議録

【平成30年3月16日(金)】

—— 午前9時30分 開議 ——

~~~~~○~~~~~

開議宣告

- 議長(山中康樹) おはようございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は予めお手元に配布をしたとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(山中康樹) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。10番清水議員、11番辰田議員お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 一般質問

- 議長(山中康樹) 昨日に引き続き一般質問を行います。通告順位第9号、亀山議員登壇をお願いします。

(議員登壇)

- 亀山議員(亀山和巳) 議長。

- 議長(山中康樹) 12番、亀山議員。

- 亀山議員(亀山和巳) はい、12番の亀山でございます。皆さん、おはようございます。ええ、本定例会の最終日になりましたが、ええと、また時間を少々お借りして私の、ええと、日ごろ町民の皆さまから伺っておることを執行部のほうにぶつけてまいりたいと思います。ええ、ピョンチャンオリンピック、またピョンチャンのパラリンピックももう少しまで終わる、ろうとしておりますが、なかなかこのオリンピックにも、いろいろスポーツに政治的なことが、配慮が加わったのではないかといろいろ取りざたされておりますが、ええ、純粋にスポーツはスポーツとしてあってほしいものと考えます。そして私も今日は三つの点を取り上げておりますが、ええ、オリンピックではあのカーリングが大変、あのう、人気が上がったそうです。今日も私が真ん中へ投げようと思うんですが、パーンとはじかれるかも知れませんが、まあ、できれば皆さん方から、そだねーと言ってもらえるような質問になればと思いますのでよろしくお願いいたします。えと、まず始めはあのう、公営住宅施策の見直しを求めるとありますが、まあ、公営住宅にはいろいろ町営住宅、特定公共賃貸住宅、若者定住住宅、またU・Iターン定住促進住宅等いろいろ種類があるわけですが、今日取り上げたいのは、あのう、一番初めの町営住宅。低所得者向けの、あのう、安い家賃で、あのう、入ってもらえるという住宅について伺いたいと思います。ほいで、もともとこれは、あのう、低所得者向けに、あのう、公営の住宅として設置されておるものですが、ええ、これは平成20年の4月に公営住宅法の施行が、ああ、施行令が改正になりました、この住宅に入居するには収入の基準というのがあるんだそうです。それで、それまでは収入が20万までという限度が収入の基準だったんだそうですが、いろんな国の事情でその基準が15万8,000円に下げられたんだそうです。そうすると今までは19万円の収入でその住宅に入られたのが、今度は15万8,000円の基準になった

んで、その住宅に入る資格がなくなった、それによっていろんな追加の家賃をとられると  
いうようなことが起こっているんだそうです。そこでまず伺いしますが、ええ、この邑  
南町の町営住宅において、その収入超過の入居者あるいは高額所得者で入居されておるそ  
の実情についてお知らせください。

●土崎建設課長(土崎由文) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 土崎建設課長。

●土崎建設課長(土崎由文) ええ、議員、まず収入とおっしゃいました。ええと、その収入  
のちょっと定義を最初にお伝えしたいと思います。ええと、入居可能な世帯の所得は、所  
得税法の算定基準に準じ、年間総収入から扶養親族数に応じた扶養控除額などを差し  
引いて所得額に換算し、これを12で除して、月額所得額を算出致します。これを公  
営住宅法で、政令で定める月額収入といって、政令月収と呼んでおります。この額が  
15万8,000円以下であることが入居要件と議員さんおっしゃったとおりです。  
で、この政令月収が、ええ、3年引き続き入居していて15万8,000円を越える  
入居者を収入超過者と言います。また5年以上引き続き入居していて、最近2年間引  
き続き政令月収31万3,000円を超える入居者を高額所得者としております。邑  
南町では、3月9日現在、町営住宅入居者320世帯のうち、収入超過者は39世帯、高  
額所得者は1世帯です。以上です。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(山中康樹) 亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) はい、その後、収入超過者という方から相談を受けたわけなんです  
が、ええ、これまでは、あのう、子どももおったりして、あのう、その控除、所得税法で  
の控除があったりして、その収入というのがその範囲内におさまったんだが、子ども  
が成長して巣立ったりしていった場合は控除が無くなると、給料は上がらんのにか家賃が上  
がってくるという相談を受けました。そこで調べてみましたが、ええと、15万8,000  
円が今基準ということですが、15万、月が15万8,001円でもそれが過ぎた場合  
は、収入超過者と見なされて5年間の内に近傍、近くの民間の住宅の家賃、それも単純に  
そこにあるというとうじゃなしに、なんか計算式があるそうですが、その家賃まで5年間  
の内で引き上げていくというルールがあるんだそうです。そうすると、1円超過した、月  
の収入が超過したがために、隣の良い民間住宅の、賃貸住宅の家賃5万、6万円の、その  
家賃まで引き上げられてしまうという不合理なところがあるように感じました。そいでそ  
の15万8,000円から今度はその基準になるのは18万6,000円まで、その人  
は同じ階層としてみられて、ええ、18万5,900円でもその最低の1円オーバーした  
方と同じようなことになるんですね。そうするとこの町内において15万8,000円  
の収入というのはそれほど多いとは思いませんが、しかし町内におい、町内ではこれが標準  
的な、あのう、給料水準かも知れませんが、それよりも高いかも知れません。そういったと  
こで、これは国に、国の定めによって、あのう、決められるものでしょうが、その階層  
区分とかいうようなものをもう少しそのう、検討できる余地はないのかというところをお  
伺いします。

●土崎建設課長(土崎由文) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 土崎建設課長。

●土崎建設課長(土崎由文) ええ、その収入区分については、ええ、議員さん、あのう、最初に言われましたように、国のほうで収入ぶんい、収入ごとの偏差数、数を元に住宅に入れる世帯、入れない世帯を施策的にあのう、計算をされて出された金額。それを住宅法で、ええ、公営住宅法で、に準拠して、町へ、町のほうでも条例化しておるということでございまして、ええ、法に準拠して条例化をしておるものでございまして。以上でございます。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(山中康樹) 亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) はい、ええ、これは国の公営住宅法に基づいたものだから、町で勝手にそこをかまうことはできんということですが、ええと、これはちょっとデータは古いんですが、公営住宅の平均家賃というものを、この中国5県の、が出とりました。それを見てもみますと、島根県が一番高いんですね。公営住宅の家賃の平均が。それが1万8,615円。2番目が鳥取県、3番目が広島県、4番山口、岡山県は1万2,517円です。同じ国の基準でいろいろ家賃、まあ、そりゃあ住宅の良しあしもあるかも知れませんが。島根県の住宅がたいへんよくて、岡山の住宅がたいへん古いんかも知れませんが、その公営住宅の家賃の平均が島根県は高い。このへき地の地にあつて、中国5県よりも高い家賃だということも認識していただきたいと思います。それと国が平成に、先ほど言いました、平成20年4月にその基準を変えたというのは、都市部ではその公営住宅の入居者の希望がたいへんおいしいということで、その収入基準を絞って、あのう、低所得者でも入ってもらうようにということであつたんだそうですが、邑南町の例をみますと、今公営住宅に空きが20戸ぐらいあるんじゃないか思います。ところによってはその募集をかけた時に、1倍を超える募集もあるかも知れませんが、邑南町ではまだ空きがあるような状況ですので、その点をもう少し何とかなるものなら考えてほしいということをお願いをしたいと思います。それともう一つ調べておりましたら、公営住宅で長年になるか、3年か4年になるかしらんだが、そこで住んでおって、退去する場合、良い住宅があつたとか、自分の我が家を直したけえ帰りますとかいう場合の、その退去の時の、そのう、費用がこれもまたこの邑南町は、あのう、高いんではないかと思います。町営の住宅管理条例をみますと、ええ、修繕費用の負担の項目がそのまんま、あのう、退去する時にも適用されておるんで、出る時には畳の表替え、襖の張替え、障子の張替え等を全部退去の検査を受けるまでに事前にしとかにゃいけんということですよね。何年か前に国は民間住宅の、あのう、そういったトラブルがおいしいんで、ガイドラインを民間住宅用のを出しとるそうですが、それは自然劣化によるものはその入居者の責任にあたるものではないという事でかなり緩和されております。町営住宅を、いやあ安い賃金ではい、安い家賃で入らしてもろうてもいざ出ようとするときたいへんな金がかかるということを聞いたり、実際あのう、要綱等見てみましても、入居の時にこれは必ずやって出なさいよとしっかり書いてあります。ですからそれは今の時点ではしょうがないんかも知れませんが、住宅によって多少のバラツキがあります。特に特定公共賃貸住宅という分については、通常の使用に伴い生じた棄損を除き、ここでは通常の、あのう、自然劣化するぶんについては良いですよとうてあります。それから若者定住住宅については、模様替えをしたり増築した時は元に戻しなさい

ということです。契約書の中にも明け渡しの時、壁、柱等に自然の消耗と認めがたい損傷がある時は入居者の費用で修理することとあります。ここでやはりあのう、町営住宅と特公賃とか若者住宅とは多少違うところがあるかも知れませんが、町民で言うたときに、町の住宅へ入らしてもろうて、出る時の条件が違うというのはいかななものかと思いますが、この出るときにすべてその畳やらなんかの表替えをせにゃあいけんというところの、ええ、どういうことでそういうことになつとるかということをお教えください。

●土崎建設課長(土崎由文) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 土崎建設課長。

●土崎建設課長(土崎由文) ええと、邑南町町営住宅管理条例第22条において、入居者の負担義務を定めております。ええ、同条5号に畳の表替え障子紙の、障子やふすまの張替え、給水栓の取替え等軽微な修繕は入居者の負担とする旨を規定しています。これに基づいて退居の際に軽微な修繕として入居者にご負担をお願いしております。町営住宅の家賃は入居者の収入と住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数等に応じ家賃を算定しております。家賃には経年変化や通常損耗は含まれておりませんので、ええ、住居時の原状回復として、畳の表替え等を軽微な修繕としてお願いしております。ええ、これは入居いただく際、すべての住宅の方に、入居者のしおりをお渡ししております。この中にも記載しております。ええ、さらに民間の賃貸住宅の家賃は同じ住宅ですと同じ家賃ですが、町営住宅の家賃は同じ家賃でも入居者の収入によって家賃が違います。従いまして民間賃貸住宅と町営住宅を同等に扱いはすることは、現時点ではむずかしく、従来どおり管理をさしていただきたいというふうに考えております。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(山中康樹) 亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) はい、ええ、従前どおりに続けていきたいということを答弁いただきましたが、この軽微な修繕というのは、その町の住宅の管理条例の中では、第21条にうとうてあります。これを退去の時にも、それを、あのう、引用するということになつておりますが、第21条でうとうとる修繕というのは、軽微な修繕というのはそこへ入つとられる入居者が畳がわりゅうなった、障子が古うなったんで町のほうで替えてくださいということではなしに、そういうことは住んどる人が、ああ、自分でやりなさいというように、わしゃ理解するんです。退居する時には明け渡しですよ。だけ、もうそこへ住まんのに次の人のために、あのう、払わにゃいけん。それと軽微な修繕と言いますが、畳替えだけ、例えばふすま替えだけをひろうていくとそれは軽微なかも知れませんが、退去の時にはそれをいっぺんに全部やらにゃいけんのですよね。そうすると、退去のその費用、引っ越しの費用も掛かりましようし、いろいろな経費がかかる中で、この、あのう、軽微な修繕、第21条をそこに適用することにはちょっとあのう、低所得者を対象とした住宅というのはちょっと無理がありやあせんかと私考えるんですが。そいで、このことについては自治体によって違うんだそうですね。先ほどの家賃は国の公営住宅法に決められたとうにせにゃいけんかも知れませんが。ほいだが退去の時の条件についてはその自治体によっていろいろ条件が違うんだそうですね。ですからどうでしょう、まあ、課長やそいからあの

う、その退去の時に検査に行く職員がそこは付度でちいと替えんでもええですよとか、ここはまけてあげましようというわけにはいきません。こういった条例、入居のしおりのいうものがピシッとあるんならそれをまあ、職員としちゃあ、それを入居、退去者に求めにやいけんのがあらう思うんですが、いう事はこれを改善してほしいということは頭から変えていかにやいけん。条例を変えていかにやいけんいうことになるんですが、そこで町長お伺いします。この30年の当初予算を計上されるにあたって、町民が安心して暮らせるこの暮らしを守るために予算ということばも聞いたりします。町の裁量でなんとかなるところがあるんなら、今一度この点について他県の例、他の自治体の例を比較しながら検討していただける余地はありませんでしょうか。

●石橋町長(石橋良治) はい議長、番外。

●議長(山中康樹) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) まあ、この条例をおそらくできてあんまり見直しはされてないと思うんです。で、やはり今のような時代の背景、あるいは自治体によって差があるということになれば、やはり今一度この検討をしてみる必要もあるのかなあと、まあ、思いますけれども、やはりあのう、公営住宅でございますんで、しっかりした取り決めっていうのはずっとやって来てるわけですので、そう簡単に変えるというのもなかなか難しいものかなとは思いますが、検討はしてみたいとは思っております。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(山中康樹) 亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) はい、これはぜひ前向きに検討していただきたいと思います。そこでいろいろ相談事があるんなら議会のほう、産建委員会のほうで、いろいろまた意見も申し上げてみたり、相談も、ああ、あのう、検討もしていきたいと思いますので、ぜひ他の自治体よりもこの邑南町の条件がわりいということだけは解消していただきたいと思います。ええ、それでは次の課題に入らしていただきます。ええと、防災行政無線の更新計画、これがいいよこのう、30年度の当初予算に債務負担行為という形で載せられました。そこでこの問題につきましては再々くどういようですが、いろいろあのう、質問させていただきとりますが、去年の12月の時点ではまだ何も決まっていない。コンサルタントの意見を聞きながら検討しよるところだということですが、こうして債務負担行為が予算に計上されるいうことになると、あれからかなり進捗があったのではないかと理解するわけですが。そこで、ええ、その時にも聞きましたら、財源は他の事業との調整をかけながら総合的に展開していくという企画財政課長の答弁もありました。そこで今お伺いしたいのは、その財政的な面での見通しがついたのかどうかということ。それと、ええと、平成28年度からだと思いますが、コンサルタントを入れられてそこでさまざまな提案を、コンサルと相談されとると思います。その時にもコンサルに依頼してさまざまな提案をきちんと評価していただき意見を伺い検討しているということでした。それで、もうそれから28年、29年過ぎまして、30年を迎えるのですがそのコンサルタントの調査結果はどうだ、どうであったのか、そしてこの防災無線の整備、更新の整備から得られる、また期待できる防災面での効果、また広報面での効果はいかかなものかということが2番目に。それから3番目、何も決めておらん状況と言いながら、その時には指名によるプロポーザ

ルを実施するとありましたが、公募でなく指名ということは如何なる理由かというところ、3点についてまず伺います。

●服部総務課長(服部導士) 番外。

●議長(山中康樹) 服部総務課長。

●服部総務課長(服部導士) ええ、まあ、3点ほどご質問をいただいたわけですが、ええ、まあ、順番ちょっと狂うかも知れませんが、ええ、まずあのう、コンサルのほうにいろいろとあのう、お願いをしておるのはですね、あのう、いろいろたくさんのあのう、提案を受けておりまして、それもあのう、一つの方式だけではなくて多岐に渡っております。それで私ども専門家でもありませんので、あのう、そうした面では、いかなるものかですね、どのような役割を果たして行けるだろうかという、やはり評価をいただく必要もありますし、それはコスト面も併せてです。全体の評価につきましては、ええ、定期的に議会のほうにはお知らせを、お示しをしておると思っております。ええ、それで、その結果をもってですね、あのう、これでどうするんだという結果は出ておりません。またそれも検討、あのう、うちで選択できるものでもありませんので、ええ、これにつきましては、あのう、平成31年に整備を開始するということはすでに表明をしておりますので、それに向かって行うには、あのう、一般的な入札ではなくてですね、プロポーザルという、あのう、提案方式を受けてですね、あのう、実際どうなのかっていうのを、ええ、多角的にやっぱり評価をして、あのう、検討をして選択をして行くべきだろうというふうに思っております。ええ、その時期は平成30年になっていくだろうということで、今までの評価のことはそうですけれども、それでいろいろこういうふうな方式もあると、こういうふうないいい点、悪い点もあるということを見ながらですね、そのことを基本にしながら、ええ、今現在は、ええ、来年度のプロポーザルに向けてですね、ええ、その元となる仕様書を、ええ、協議しながら、ええ、作り始めているところでございまして、そういうふうなあのう、お仕事をお願いしております。ええ、それで、議員言われた財政的な見通しがついたのかっという、まあ、次の点ですが、ええ、言いましたように防災行政無線の更新は喫緊の、まあ、課題でもございます。そのことは皆さんもご承知のことだと思っております。しかし、こうして多くの事業が計画されておる中で、多額の経費を要するこの事業をですね、ええ、盛り込むには全体の財政計画の中での調整が当然必要となってきます。ええ、これまでもご報告してまいりましたように、平成31年度の事業着手を予定をしております、どのようにして事業を進めていくのか協議をしておりました。その結果といたしましては、言いましたように、来年度予定をしておりますプロポーザルが、の結果が大きく影響いたしますが、工期と経費により1年度完了または2年度完了に分かれると思っております。例えば財政面で申しますと、ええ、事業費が多額になったものにつきましては、ええ、それを選択した場合ですね、そういうものを選択した場合は、やはり2年度に分けて平準化をする必要があると思っております。そうした形で、ええ、主要事業にはですね、盛り込ませていただいております。ええ、次に、ええ、もう一つのあのう、この新しい更新で得られる防災面での効果、あるいは広報での効果というご質問でございますけれども、ええ、申しましたようにまだその方式がまだ決まっておりますので、え

え、それぞれの効果について具体的に申し上げることはまだできませんけれども、ええ、設備のそうした整備の目的となる特に防災面の情報伝達は勿論のことですが、ええ、広報面での活用も含め、システムの連携を主軸とした汎用性は即時伝達の面から当然求めているものでございまして、現在の情報化社会において広く使用されているものを介して配信も必要であると思っております。以上でございます。あっ、それと指名の件ですね、ええ、やはりあのう、これまでたくさんの業者の方からたくさんの提案をいただいております、ええ、まあ、あのう、そうした方々にはですね、あのう、指名をしていच्छやいますので、指名をさせていただいておりますので、その方にご提案をいただこうというふうに思っております。ええ、まあ、一般的には広く一般競争入札のこともございますけれども、あのう、やはりあのう、これまでいろいろあのう、来ていただいております、ほいで、指名願も出していただきましてですね、あのう、いろいろ検討させていただいておりますので、そうした方にも、方々にもやはり提案の機会をお渡ししていきたいというふうに思っております、ただ、国のほうにいたしましてもこれ以上ですね、あのう、ものが、現在のところあのう、システムとし、方法としてはございませんので、ええ、これがまあ、あのう、一番いい部分、いい方法なんだろうなというふうに思っております。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(山中康樹)** 亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、ええとですね、今の答弁は12月に答弁いただいたのと同じ内容の答弁もありました。今検討中なんですいうて。ですから先ほど伺いました、28年度からコンサルタントを入れてそれでいろんな業者からいろんなほう、あのう、違うシステムの提案があったと、それをそのコンサルに見てもらって、どういうのが邑南町に適しとらんかいうところを、今そこが出てきたんでこういったプロポーザルへかけるとかいう段階かと私は思うとりました。それと今あのう、伺いました指名については提案があったそのいろんな各種の業者をすべて指名して、いろんな広い範囲から募集すると理解すりゃあええでしょうか。まずは、そのコンサルタントの、その業務委託をしてその結果というものがどうなったかというところを教えてください。

●**服部総務課長(服部導士)** 番外。

●**議長(山中康樹)** 服部総務課長。

●**服部総務課長(服部導士)** ええ、私どももですね、あのう、こういう専門的なシステムについてですね、あのう、たけておるわけではございませんでして、やはりあのう、専門的な知識をお持ちの方にですね、あのう、見ていただいてですね、ほんとにこの町にあったものかどうかというところをですね、あのう、見ていただく必要があると思っております。あのう、まあ、これまで2回か、3回程度、あのう、資料はお見せしとると思っておりますが、ええ、見ていただくとわかりますように、ええ、この町にはどのシステムがあらうとですね、まあ、適応はできていくのだろうとは思っておりますけれども、ただあのう、条件によっては、あのう、その整備をするためには別のコストが必要になるものも確かにございますので、ええ、そうした面も含めてですね、やはりあのう、あのう、私どものほうではそういう、あのう、コンサルのほうから、まあ、そういう資料、説明を受けており

ますけれども、実際それはあのう、担当者レベルでございますので、もっと広い意味です、あのう、いろいろの、あのう、おわかりの方々と一緒に介してですね、その判断を、まあ、最終的にしていただきたいとは思っておりまして、それはシステムの内容であったり、あるいは汎用性であったり、あるいはこの町にほんとうにふさわしいものかどうか、あるいはコストの面も含めてですね、やはり総合的にやはりあのう、選択をしていく必要があると思っておりまして、それも担当者レベルだけではなくて広く、あのう、あのう、職員等介してですね、その判断をしていければというふうに思っております。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(山中康樹)** 亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、ええ、そのコンサルタントからの意見を、うん、担当職員が聞きながらいろいろ検討しているということですが、そこで私たちにいろいろそれは間で資料は提供したと言われましたが、私たちがいただいたのは、その手段のいろんなパターンが書いてあって、メリット、デメリット、これはちょっと形がちがうんで、こういったものをいただいただけだと思うんです。こういう資料はインターネットを開けたら出てくるんですよ。コンサルタントさんでのうても。国の資料でみな公開されとる資料なんです。そいでこの中からどこを選んでやるんかということが決まらんのに、なんで今プロポーザルかけたりするだろうか。そいでそのプロポーザルをかけるのは広い、これだけの広い範囲の中から最良のものを選んでいくんだということでしたが、そこでこの度私たちに迫られとる、その30年度予算の採決をどうするかということですよ。その債務負担行為の中に、事項、ああ、は、うん、事項としては防災無線更新事業とあります。期間は30年度から32年度です。限度額は事業に必要とする額ということですね。これだけのことで、何億かかるかわからん、あるいはかからんかもしれん。どういう方式になるかわからん。その債務を議会が認める、これだけの資料で認めるのにはちょっと無理がありやあせんか思うんですよ。そいで他のとこの例をちょいちょい拾うてみますと、川本町さんは防災行政無線のデジタル化をもうやっとなされます。27年ごろからですか。その時にもそれは公募型のプロポーザルだと思います。それで限度額を決めて、それで公募して決めとられます。その時には川本町さんその方式は、内輪で詰めてこういう方式でやりますということだったんです。ほいで、今の邑南町がやろうとしていることは金額もわからん、どういう方式にするかもわからん、そういう状況の中でプロポーザルへかけるということが、はたして適当なのかどうか、というところに疑問を持つわけです。そこで私たちは、これをこの債務負担行為を認めるということは、最大およそ8億かかる事業になるかも知れません。そいからあるいはイニシャルコストは全然かからんことになるかも知れません。そうすと、最大限のその費用がかかることを想定してこれを可決せにやあいけんことになるんですよ。そいでもう少し、この町の方針というものがないとこれが良いものか悪いものかという判断がつきにくいところがあるんですよ。この防災行政無線、まあ、無線になるか何になるかわかりませんが、それを工事をするのは工事屋さん、設計するのは設計屋さんでしょう。しかしこの事業をする主体は邑南町ですよ。邑南町の考え方がどういうふうに、どんなものを、どのような予算で、どうしたいかという方向が決まらんと、この債務負担ということも、うん、決められんのじゃあないか思うんですが、いかがでしょうか。

●服部総務課長(服部導士) 番外。

●議長(山中康樹) 服部総務課長。

●服部総務課長(服部導士) ええ、ま、あのう、他の自治体でやってらっしゃることは、あのう、よくわかりますけれども、あのう、まあ、ただ、そのやってらっしゃる当時の状態、状況とですね、今の状況と少し変わっておると思っておりまして、まあ、いろいろなあのう、方式が考えられておるという中で、あのう、まあ、おっしゃるように、あのう、コスト面だけを考えると確かに安いにこしたことはないですし、あのう、それで最大の効果が得られればと、もちろんそれをねらうのは当たり前の話です。ただ、あのう、問題はあのう、これはあくまでも防災行政無線ですので、即時伝達がきちんと住民の皆さま方に届くかどうかというのが最大の目的でございます。そうした面でいかに機能していくのかというのは大事なことでございます。一番大事なことでございます。ただ、またあのう、現代のこうして、あのう、スマートフォンとかですね、いう、あのう、現在皆さん日常使ってらっしゃる機器にも配信できるようなですね、そういうやはりあのう、汎用性もやっぱり求めていくのも情報伝達には大事なことでございますので、そういうことも含めてですね、あのう、いろいろな面で考える必要がありますけれども、まずは一番大切なところを、まずは押さえていきたいということもありますし、また今後の財政面のこともありますので、あのう、イニシャルのことも含めてですね、あのう、ランニングも含めてですね、あのう、やはり安いにこしたことはありませんので、そうした総合的な面でほんとにうちは、いれたいのこう、あのう、このものを選びたいということを、まあ、考えていきたいんですけども、まあ、今回、あのう、プロポーザルを出したということはその判定がなかなか難しいねということもやはりあります。ええ、そうした面であのう、担当のみならずですね、広い範囲でやっぱり分析をしていただきたいと思いますし、ただ、あのう、今回お渡ししました債務負担行為につきましては、あのう、これもプロポーザルですので、入札行為の一種です。ただ、あのう、このプロポーザルにおきまして、あのう、優先順位で、あのう、この方式の、あなたのところですよというのは、あのう、一つは決まりますけれども、ただ、これが即契約になるわけではなくてですね、その中でほんとにこれがあのう、適したのかどうか、今後協議をする中で、あのう、これはいいものかどうか、ひょっとすると、ええ、第1順位に選んだにしても、あのう、交渉がうまくいかないで、第2順位にすることも可能ですので、そういうことも考えられます。そうした意味でやはりあのう、まあ、ほんとうはあのう、金額的にですね、最高の額を書くのもまあ、一つの方法かも知れませんが、ただ、そういう意味ではなくて、あのう、入札を行うための準備段階であると、ほいで、あのう、実際そのことで協議の中で、あのう、契約しようとする金額が決まった場合ですね、やはり債務かん、負担行為の変更を出してですね、きちんと金額を明記して議会の審議も経てですね、あのう、了解をいただければ次には、行うのは契約行為ですので、また改めてあのう、次の議会かですね、あのう、まあ、近くにある議会のほうで、次は契約のあのう、審議をとるという形になっていこうと思っております。ただ、今回お願いしているのはあくまでもそうした、あのう、プロポーザルを行うための、あのう、行為だというふうに、準備の行為だというふうに思っただけだと思います。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(山中康樹)** 亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、準備の行為のために、債務負担行為が必要なのかどうかということ。例えば、ええ、町がいろんなものを調達する場合、これまであるように、ありました、あのう、入札。指名競争もあろうし、一般入札もある。それと総合評価型の入札いうのがあるらしいんです。それとプロポーザルというのがあります。そうすると、他の総合評価型とか、あのう、一般のこれまで通常行われとった指名入札、それやなんかは金額がはっきりせんと、仕様もはっきりしてこんとそれ入札できん思います。ほいで、プロポーザルは今も言われるように邑南町としてはどの方式がええか、まだわからんと、どうなるかわからん、最大8億かかるのかもしらん、かからんのかもしらん、それがわからんところでなぜ今プロポーザルを、をへ、やる時にその債務負担行為が必要なのかというところがまだわからんのですよ。それでこれはプロポーザルへ、をかけるための最低必要なものなのか、この債務負担行為は。それとこの度、ええ、考えられとるのはそのプロポーザルというのは設計までなのか、工事完成までを一括してその業者を選定するプロポーザルなのかということをお教えください。

●**服部総務課長(服部導士)** 番外。

●**議長(山中康樹)** 服部総務課長。

●**服部総務課長(服部導士)** ええ、まあ、あのう、違う面でも以前お話したこともございますけれども、あのう、こういう、あのう、情報の機器については特にそうなんですけれども、やはりイニシャルコストも大切ですがランニングコストも併せて評価をしていくことが大変重要なことです。それでまあ、あのう、まあ、ここで言うのはどうか分かりませんが、あのう、中にはですね、あのう、ランニングコストについても、あのう、財源保障をできるものもあるように聞いておりますので、まあ、そういうものをすべて含めてですね、どういうふうな形で、あのう、ご提案を受けるかということは、まあ、ひとつ大事な事になってきますので、ええ、あのう、これまでの情報機器の、あるいは情報委託のものにつきましては、だいたいもうあのう、ランニングコストも含めてですね、あのう、提案を受ける形にしておりますのでよろしくお願いします。え、あのう、当然あのう、工事の場合だったら工事、あのう、提案ほうじ、なぜこういうプロポーザルにしたと、かということですね、提案がですね、いろいろな方式ございまして、工事でやる方式とあのう、使用する方式と、が、種々分かれておりまして、あのう、それもあのう、まだランニングまでのコストまで明記しておりませんので、ぜ、じ、実態、全体はどういうふうな金額を要してるのか、いうのは明確でございせんので、併せてあのう、していただこうと思っております。ほいで、あのう、ご心配になっているあのう、仕様書につきましては、そういうあのう、限度額がもうけることはありません。うちはこのう、必要としとる部分の仕様をお書きする程度になると思っております。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(山中康樹)** 亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、ちょっと早すぎた、すみません。ええと、私なかなか頭が悪いんで課長の言われること十分理解できんのですが、それで、単刀直入に、これ債務負担

行為を議会が認めるということは、年度をまたいでの支出を執行部のほうへお任せしますということですね。そうせんと、大きな工事を町が計画して、1年ですまんものを、まあ、仮に3年かかるときにやったと。1年目はやったが、2年目で議会が反対したけえ、予算が通らんかったということになっちゃあ、それを大きな事業を進めるその執行部側にも、あのう、困ることがあるし、それを受け入れる業者のほうにも困ることがあるんですよ。ですからこういう債務負担行為で、この事業については何年間はこれだけのお金は出すことを基本的に議会は認めますか、どうですかということだろう思うんですよ。それが今、方式がわからん、どこまでやるかわからん、そいだがこの32年ということは当然工事が終了するまでの期間だと想定されるんですよ。そうすると工事も含めたものを私たちはここで議決せにゃあいけんと理解するんですよ。早い話が、金銭貸借表、たい、あのう、金銭貸借の保証人を求められた時に金額の入っとらんその契約書へはんをつくようなもののように思うんですが。なんで今ここで債務負担行為が必要なのか、プロポーザルをやって、方式が決まって、およそのいうか、金額が決まってからプロ、あのう、債務負担行為を、そこでするのがそのプロポーザルの方式でやる一番常道じゃあないか思うんですよ。総合評価方式、またはあのう、指名競争入札等はその債務負担がないと、その入札にかけられんいうことがあろう思うんですよ。その点について私たちはこの議決にあたって私たち自身もですが、町民の皆さんから、うん、批判を受けることがないような議決をしたい思いますんで、その点の説明をお願いします。

●柳川企画財政課長(柳川修司) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 柳川企画財政課長。

●柳川企画財政課長(柳川修司) ええ、現在上程しております平成30年度当初予算案につきましては、第1条で歳入歳出の予算とは別に、第2条で債務負担行為を事項として盛り込んでおります。ええ、歳入歳出予算と債務負担行為の違いについてでございますが、歳入歳出予算は会計年度独立の原則により、平成30年4月1日以降、平成31年3月31日までに執行する経費でございます。ええ、一方、債務負担行為は歳出予算の金額、継続費の総額、または繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかねばならないとされております。ええ、これは会計年度独立の原則の例外により、将来に向かって債務を負担することも可能であるとされております。ええ、具体で申し上げますと、地方公共団体の予算執行事務は、まず地方公共団体の経費の支出の原因となる法律上の、ええ、債務を負担することが先行し、これに基づいて経費が支出されますが、歳入歳出予算に基づく予算執行権は、この債務を負担する行為とこれに基づく経費を支出する行為、この二つを権限の内容とするものです。ええ、一方債務負担行為に基づく予算執行権は債務を負担する権限のみを内容とするものであり、ええ、これに基づいて実際に経費を支出するためには支出を行う当該年度の歳出予算上に当該経費を計上して議会の議決を得て、経費の支出権限を得て行うこととなります。ええ、また、ええ、契約の金額によりましては、96条、ええ、地方自治法96条により議会の議決が必要となりますので、ええ、その際にも、ええ、議会の議決を経る必要があるかと考えております。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(山中康樹) 亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) はい、ええと、それは手続き的にはそういうルールがあつて、あのう、この前質疑の時にも伺いました、あのう、歳出の時には改めてその該当する年度で予算化して支出を上程せにゃいけんいうことは、あのう、支出行為をせんと、この債務負担行為が実行できんいうことはわかりますが、その時にあのう、仮にいうと、31年度の今度予算でこれだけの8億の、まあ、8億、再々言うちゃいけん、8億のその支出の予算がたてられた場合に、議会がそれを、それはおすぎやあせんか、どうかいうことはできん。例えばだし、あのう、提案された執行部としては30年度の当初予算で債務負担を認めとるじゃあないかと。うん、だからそれに対するその審議の過程ではそれは当然とうさにゃいけんものと理解されるんじゃあないか。仮に31年度の予算の時にそういったことが起こった時に町長のほうから、そいでも30年度の当初予算で32年度まで事業に必要とする額を認めとるじゃあないかというようなことで詰められると議会も困るんで。そいで、そういった場合には抜け道いうことはないですが、この債務負担行為を定める時に予算の範囲内においてということばを付けるとそれができるんだそうですよ。ほいでまあ、時間も経つんで町長にお伺いします。今先ほど私たちが、私が懸念しとるのは債務負担行為を認めたんだから、あとこれを決めていくのはプロポーザルで決めると、その選定委員さんが決められます方式は、その選定委員さんは執行部の課長さんらあが、あのう、学識経験者を入れて決められるかも知れん。そこで決まったら今度はその契約は随意契約でずっと行くはずなんですよね。改めて入札をしたりいう事はないんですよね。ですから町長にここで確認をとりたいのは、債務負担行為を認めたからこの予算だけは通すべきだというようなことがないということを確認いただければ安心するんですが。うん。

●石橋町長(石橋良治) はい議長、番外。

●議長(山中康樹) 石橋町長。残り時間が10分になりましたので、簡潔に答弁をお願いします。

●石橋町長(石橋良治) まあ、いろいろとあのう、心配されるわけでありましたが、まあ、そういう懸念はないということではつきり申し上げたいというふうに思います。

●服部総務課長(服部導士) 番外。

●議長(山中康樹) 服部総務課長。

●服部総務課長(服部導士) ええ、少しスケジュールの面でちょっと言いたらない面があつたので、あのう、たぶん、あのう、きちんとお話をすることができなかったと思いますけれども、あのう、今回まあ、この債務負担行為を認めていただきますと、プロポーザルに入ります。そうしますと、プロポーザルに予定されるあのう、金額が出てまいりますので、それは当然補正予算で議会のほうに、あのう、ご提案します。それに基づいて次は契約の審議、議決を又いただきますので、あのう、予算ではなくて、契約の、あのう、議決をいただく必要があります。それ当然、あのう、所定の金額を超えますので、そこで、あのう、これからもまだあのう、その債務負担行為の補正の議決、それもう次はあのう、契約の議決、そういう、あのう、2段階も必要になってきますし、また次は、あのう、かかる31年度の当初予算にまたかかってきますので、あのう、債務負担行為で、あのう、しぼられるのはあくまでも、あのう、以降のですね、予算措置についてある程度の影響を受けると

いうものでございまして、実際の契約行為などについてはですね、影響を受けるものではございませんので、やはりそういうところで、しっかりと審議をしていただいてですね、あのう、ご理解をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(山中康樹)** 亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、ええ、それではその私たちが債務負担行為として認めなければならないという範囲を、今あのう、示していただいたように思います。それと町長からもそういったあの債務負担行為を認めたんだから、この予算はどうさにかいけんじゃあないかというようなことはないということをかく、あのう、約束いただきましたので安心いたしました。そこで時間も押しましたが、ええとフィンランドへの交流派遣事業についてあのう、通告しております。ええ、昨日の石橋議員さんの質問の中で、ええ、いろいろと石橋さんなりの思いでいろいろ、あのう、上位法に対しての、その比較とかということもありましたが、私はそこまではとても勉強できませんので、ここであのう、伺いたいのは、うんと、去年の5月にこのう、フィンランドの派遣事業のいろいろここでやりとりした時に、要はパラリンピックのためのフィンランド派遣なのか、ああ、パラリンピックのキャンプ招致のための派遣なのか、それとも教育委員会の社会教育の中でこの事業を進められるのは、教育を目的にするのかということとやりとりする中では、教育長からの答弁は、これは邑南町の子ども達を育てていく、世界に羽ばたく子どもを育てるための教育的な派遣事業だと伺いました。そこであのう、今年もまず第1回とのフィンランドの派遣いうと書いてあるのは去年も行っとるけ2回目じゃあないかいうても、性格が、内容が違うから1回目だと、あのう、言われるんだろうと思いますが、そういうことであるならば、私も石橋議員さんと同じように思うわけです。それとまた町民の皆さま方からもそれ以降、なんですか、どうしてなんならと、町の教育方針については大変立派なものだと思うと。その中で、ここでなんで要綱でそこでしぼらにかいけんのかという町民の皆さん方からの疑問もいただきます。そこで私たちはなかなかそれが理解してもらえだけの説明ができません。なぜ、その同じ邑南町の子どもである高校生が他の学校に行っとる場合に、ここへ応募することがなぜできないのか、それが加えることによってどういう弊害があるのか、というところを私は聞きたいんですが、まあ、昨日の石橋さん、議員さんの答弁もなかったんで、それも含めてお願いします。時間がありませんが。

●**土居教育長(土居達也)** 番外

●**議長(山中康樹)** 土居教育長。

●**土居教育長(土居達也)** ええと、お答えする前に、昨日のあのう、石橋議員の発言の一因は、ええ、教育委員会が町民の皆さん方に十分理解していただくような、ええ、そういう努力をしてこなかったところにも原因の一因があるということについて、ええ、教育委員会としては深くお詫びを申し上げます。ええ、そのことで、昨日はあのう、差別ではないかというご発言がありました。ええ、これはあのう、ことばをすこしあれしてみますと、個人の差別ではないけどもという付け加えはありましたけども、教育委員会としてはこの要綱あるいは条例が差別だというふうに、ではないということをもまずは述べさせていただきますというふうに思います。ええ、差別というのは一般的な定義は、ええ、個人の、一

人の個人の努力によ、では、ええ、拭いきれないものについて、不当な差をつけるというふうに一般的に差別の定義をされております。で、これについては、あのう、すこし詳しく言いますと、いわゆる性別の問題であるとか、あるいは障がいがあるとか、あるいは肌の色が違うとか、生まれたところによって、ええ、それはええ、個人の努力によつては変えることはできません。そのものをこう不当の差をつけるという部分、そういう定義にあててみますと、これはあのう、いわゆる高校を選ぶという、学校を選ぶということが、いわゆるそれは変えれないものか、努力によってできないものかという事を考えると、要するにこれは行くとか行かないとかという、まあ、そういう家庭の状況はあるにしても、選ぶことができるという面で言いますと、これはいわゆるあの定義でいけば、私たちは差別ではないというふうに考えております。なおかつ、ええ、中学校においては、義務教育においては一部、あのう、県外の私立の中学校に行かれる方もおりますけども、これはええ、選択をして行かれるという部分で、後ほど言わしていただきますけども、中学校で行くことも道は開かれておりますので、ええ、教育委員会としては差別というふうには考えておりません。で、それで次に、ええと、なぜいわゆる進路によって、区分を制限しているのかというその考えですけども、ええ、これはあのう、まあ、誤解を生むかも知れませんが、この事業はフィンランドツアーではありません。これは教育の一環として、先ほど亀山議員さんがおっしゃったように、邑南町のこれからの、を担ってくれる人材を育てるという事業の一環としてこの事業を実施しているものです。で、私たち教育委員会は、この事業をやるにあたっては、ええ、中学校も始め、石見養護学校、矢上高校の理解がないとこの事業はとてもできないというふうに予想しておりました。ええ、これは予想以上に結果、終わってみて予想以上にそうだったなあというふうに思っています。これはこの事業を成功させ、あるいは効果を上げるためには学校の協力なしにはできな、できません。それは何故かというふうに言いますと、邑南町の子ども達を育てようという目的あるいはいろんなあのう、意図するものとか、あるいは意図しない、あるいは有形無形の学校の協力、あるいはこの事業に対する考え方を共有してもらってこそ、効果がある事業だというふうにつくづく思いました。それは子ども達の感想の中でほんとうに感謝のことばを述べる子ども達がたくさんいました。ええ、そういうふうにと考えると石見養護学校も矢上高校も地域と共にあろうとする、そういう姿勢をものすごく持っておられます。例えば石見養護学校は、ええ、石見養護学校の生徒が地域の皆さんから理解してもらうように、自分たちで学校の先生だけでなく生徒がいろんな働きかけをしています。ええ、先般の養護学校の卒業式の後に、町長さんから草刈り隊に感謝状が贈られたということを聞きました。生徒の皆さんも地域に貢献したい、学校も生徒が地域から理解してもらうようないろんな仕組みを考えておられます。これはあのう、おおなんドリームでも木育を提案してくれたり、ハンザケのいるところに立札を建ててくれたり、いろんな働きかけをしています。これは学校、そういう学校があって初めて成り立つというふうに私たちは思っております。矢上高校もしかりです。ええ、矢上高校は矢高ショップ、あるいは邑南町で進めています、はなまる算数教室のスタッフとして子ども達が来たり、吹奏楽があっちこっちで呼ばれるたびに演奏したり、地域と共にあろうとする姿を目指しております。ええ、聞きましたら、ええ、今度は野球部のユニフォームが新たになりました。今までは島根と書いたのを

邑南というふうにマークを付けたそうです。これも地域から信頼を得ようという姿勢の表れだというふうに私たちは思っております。そういう有形、無形あるいは意図、無意図の先生方や生徒のそういう気持ちがあるからこそ、この事業が初めて成り立つんだなということをつくづく思っています。ええ、邑南町の子ども達は外でもたぶんそれぞれの行ったところでそれぞれの恩恵を受けて、そして、その町を支える人材になってもらいたいということを受けて、私たちはあのう、育ってくれてるというふうに信じていますし、よその地域からまた邑南町の良さをあるいは違う文化を感じてくれるというふうに考えております。ですから、排除するということではなくて、そういう考え方、地域の子どもの育てるという、あのう、よそ、ここ、よその学校へ行った子はどうでもいいということではなくて、考え方はそういう考え方もあるかも知れません。しかし教育委員会としては、そういう優先もしてそういう施策をしてるというふうにご理解をいただきたいなというふうに思っております。それともう一つは、行った子ども達が帰ってきて、その学校でフィンランドの、から学んだことを気づきを口コミでいろんなことを言ってくれるというそういう良さは、この地元の学校でないとなかなか難しいところがあるというふうに思っております。ですから、私たちはこの二つの点で申し訳はないけども制限をしてもらってるというふうに考えておりますので、議員の皆さま方はじめ、町民の皆さん方にはご理解をいただけたらというふうに思います。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(山中康樹)** 亀山議員。残り時間が切りましたんで、簡潔にお願いします。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、時間が過ぎましたんで、再質問はいたしません。ええ、それはいま教育長のことばをうかがいますと、差別でなしに選択だというように感じました。しかしこれが町民の皆さまに捉えられとるのが、うん、それがそのまんま捉えられとらんというところもご理解いただきたいと思います。例えば、ええ、あのう、計画があります、おおなん村づくり、おおなんづくり教育計画ですか、その中にもあります、心のバリアフリーということばがありますが、この度のその選択によって、何でもない言いますか、あらぬ誤解からそのバリアがもう一つ壁ができた感じがするんですよね。あのう、フィンランド協会が発足して盛んに活発されております。町もそれを支援して補助金も出して、その活動を支援しておりますが、そういった活動が全町へ広がるときに、この派遣事業でそういう選択がなされたということが、そのフィンランドの協会の活動または邑南町でのいろいろ、あのう、今後パラリンピックのキャンプが招致が成功した場合の町民の協力体制の中に一つの陰を落としておるのではないかと心配します。ぜひ、教育委員会のほうからも町民の皆さんへその選択したということを理解いただけるように努力をお願いして、私の一般質問終わります。ありがとうございました。

●**議長(山中康樹)** 以上で亀山議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は午前10時50分とさせていただきます。

—— 午前10時35分 休憩 ——

—— 午前10時50分 再開 ——

●**議長(山中康樹)** 再開をいたします。続きまして通告順位第10号、辰田議員登壇をお願いします。

(議員登壇)

●辰田議員(辰田直久) はい、議長。

●議長(山中康樹) 11番、辰田議員。

●辰田議員(辰田直久) ええ、11番辰田でございます。ええ、3月定例議会におきまして、10人目、ええ、すなわちラストバッターとして一般質問をさせていただきます。ええ、この議会は30年度予算、そして事業の、まあ、精査を中心とした議論の場でもあります。まあ、この度の一般質問を聞いておりますと、まあ、専門用語を含めた専門的分野の質問がかなり多くあったと思いますし、まあ、町民の皆さまにも、まあ、わかった点、わからない点も多々あったように思いますが、ああ、また別の面で思いますと、割合に議員の皆さんも執行部の姿勢を評価する議員が多かったように思うところでございます。まあ、私は町民との議会の意見交換会がございましたが、その時で、出た意見もふまえて、まあ、是々非々で辛口も言うかもしれませんが、最終的には互いが同じ方向性を見るような議論といたしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。ええ、まず、最初に、まち・ひと・しごと創生事業に関わる取り組みの現状と今後についてということで、ええ、ここでは特に、ええ、昨晚も中間報告と言いますか、各地域の報告会があったわけですが、まあ、その地区別戦略の活動状況そして現段階での評価と相乗効果の点について、どう感じておられるかをお伺いをいたします。

●三上定住促進課長(三上直樹) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 三上定住促進課長。

●三上定住促進課長(三上直樹) 辰田議員からご質問の地区別戦略の活動状況、そして評価と効果ということでございます。ええ、12公民館区を単位とした地区別戦略については、各地区が主体となって計画を策定していただき、29年度が事業実施2年目となります。28年度は、事業開始時期が年度中途となった地区も多く、補助金も満額利用できなかった地区もありました。ええ、29年度は年度当初から事業を実施され、補助金も上限の300万円満額を12地区全てに概算払を行っているところでございます。事業開始から2年目でありまして、現時点では断片的な評価となることについてはお許しをいただきたいというふうに思います。各地区戦略に共通する目標は、ええ、まち・ひと・しごとということばにあるように、各地区に入ってくる人や、地区内で交流する人を増やし、みんなで仕事になる素材を搜し、U・Iターン者の定住に結びつけて、人口減少に歯止めをかけることでございます。あのう、各地区の戦略はさまざまで、実施された事業も異なりますが、地区別戦略実現事業の実施により、地域内のさまざまな団体が連携、協力し、地域内外の人を巻き込みつつ、地域づくりの実践に取り組むことができました。特に、若い世代を巻き込み、巻き込む動きが各地区に生まれていることや、ええ、運営組織が法人化を含め、確立しつつあることは事業継続性の視点から高く評価をしているところでございます。

●辰田議員(辰田直久) はい、議長。

●議長(山中康樹) 辰田議員。

●辰田議員(辰田直久) はい、まあ、今課長の報告にもありましたし、ええ、昨夜その事業の報告会に出さしていただきまして、まあ、大変12地区の多くの方そしてまあ、マスコミ関係それから専門家の方一緒になって、大変あのう、いい報告会ではなかったかと思い

ます。ええ、来られておられる皆さまを拝見しますと、やはり地域を本当に愛している方、そしてまた地域を守っていかなければならないという責任感が多くある方がたくさん集まっておられたように感じました。まあ、そして各地区に、まあ、ブースを設けられまして取り組んでおられる事業について説明をされていたわけでございます。そしてまた、ええ、その評価についても、いいねというシールをそのパネルに貼っていくような形をとって、まあ、おられました。まあ、最初そういったことを聞いておりましたので、その、いいねとかいうことになると評価を皆がするような形になって、はたして私はそれは良いことだろうかという、あのう、懸念もしておりました。まあ、ただ、シールがたくさん枚数がありましたので、一人一枚というような形でなかったのも、どこのブースもほとんど同じようにたくさんのいいねシールが、まあ、貼ってありましたので、大変そのへんの危惧はありませんでした。まあ、というのも、あのう、やはり、ええ、みなその地域の特性を活かしたり、人を動かしてやろうとする事業ですので、良いとか悪いとかいうのは誰も決めることはできないと思う。同じ事業を12公民館で一斉にスタートして同じことをやるなら遅れているとか、いろんなもう少し工夫が必要ではないかという議論は出てくると思うんですが。まあ、それぞれの地域で考えられたことですので、まあ、その点は安心をしたところでございます。まあ、ええ、町のというか、この事業の目的は、まあ、地域別にされたということは地域の競争心、そしてリーダーの育成を図るという意味での目的があったように思いますが、まあ、これ私も地域のそのう、地区別戦略に携わらせていただきまして、ええ、まあ、感じたこと、まあ、周りの方からも同じような意見を聞いたんですが、お金を出すのでなんかをやいなさいという、まあ、手法だったと思います、最初。そうとなかなか、ええ、その生きたお金を使わなければいけない、そりゃあ焦るところも確かに最初あって、ええ、なかなか、ええ、軌道に乗らない地域もたくさんあったように思います。そして地域の中にも口が、口は出すが、顔は出さないという人がたくさんおられるという意見も聞きました。まあ、そういった共通な悩みが多い中で、そういった地区別という部分のネーミングの弊害というか、まあ、町民の勘違いと言いますか、地区という事があるとなかなか、その地域内だけでやるとか、そういった感覚があるようでございまして、まあ、ええ、そういったものをつばらってどんどん他の地域の良いところは取り入れたり、真似でもいいと思います。そしてまた出かけて行ったり、出てきていただいたりするような地区別戦略を、あと、もう、今折り返し地点ですので、もう2年あるわけですので、その点を、ええ、どういうふうにしていけばいいとかいうことを行政としてはどんなそういった地域の問題もある中で、行政としてはどんな支援ができるとお考えかお聞きしたいと思います。

●三上定住促進課長(三上直樹) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 三上定住促進課長。

●三上定住促進課長(三上直樹) 今あのう、ご指摘いただきましたように、地域ごとの競争というものは、これはまあ、意図しておるわけではございません。ええ、確かに議員おっしゃいますように、それぞれの地域、それぞれの持つ地域ごとの課題はさまざまですし、それへのアプローチの仕方もそれぞれの地域によってやることは違うんだらうというふうに、やり方が違うんだらうというふうに思っております。で、先ほど、正におっしゃい

ましたように、まねていくっていうことは非常に大切なことだというふうに私も考えております。まあ、そういった意味で昨夜のように情報共有をしていく中で、まあ、それぞれがあろう、同じ課題を持つところは、同じ課題で手をたずさえあいながらよりいい方法に、いい方向にあろう、支援をしあいながら発展していただくことが一番大切ではないかとかこのように考えておりますので、そういった情報をつなぐというところは、ええ、我々行政のところで支援をしていくべきだろうと、そのように考えております。

●辰田議員(辰田直久) はい、議長。

●議長(山中康樹) 辰田議員。

●辰田議員(辰田直久) まあ、続きましてあろう、二つ目の小さな項目でございます。まあ、その今の地区別戦略のまあ、現状等、あと折り返し点を迎えた現状、ああ、現段階の残存期間、ふまえてこの計画年度が終了した時、まあ、そういった事業費等が一応切れる時、その後今やっている事業がどうなるか、だろうかという危惧をされている地域もありますし、ええ、まあ、それまでだぐらいに思っとられる事業もあるかも知れませんが、まあ、あろう、まあ、手前みそと言いますか私も、あろう、中野地区のそういった事業にしか取り組んでおりませんので、他の地域はまあ、今からまた勉強もさしていただかねばならないんですが、まあ、中野地区の事業として、まあ、4月から、移動販売車の運行を考えております。これはその移動販売車の名前も地区民から募集をして、ええ、先日名前が見守りスーパーにこまるくんという名前が命名されました。まあ、この見守りスーパーという中には、もちろんあろう、地元の商店の、まあ、移動販売車ですので、地元の商店のまあ、活用もございますし、ええ、そして住民の便宜もはかる意味もございますが、まあ、運転手さんの雇用の創出もできると思いますし、ええ、福祉的側面、見守りというのは、月に1回ぐらいは、ええ、まあ、今現役を引退をされている看護師さん、保健師さん等に、ええ、ポータブルの血圧計を持って集まっていたいただいた皆さん方のところで測ってあげて、アドバイスをしたり、普段出とられる、買い物に来られる、あろう、高齢者が今日は来られてないなみたいなことまでやっていこうという側面を込めたこの事業でございます。そうなってくるとこの2年で、まあ、成功、不成功は別にしてこういった事業、あんまりあろう、全国的に例を見ますと、販売車だけで収益を上げていくことはなかなか難しいように聞いたりします。ただ、そういったいろんな側面に発展していく可能性のある事業、この事業だけでなく各地域でやとられる事業、それを継続すべき点である事業については、ええ、この国のほうからのそういった支援がなくなっても町単独でも考えていかなければならない事業も生まれてくるんじゃないかと思いますが、それが、最終年度になって、どうこういうよりも、やはり今折り返し地点を過ぎた時点で、いろいろ精査していくべき点もあると思いますが、そういった取り組みの町としての考えがどうあるかということをお聞きしたいと思います。

●三上定住促進課長(三上直樹) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 三上定住促進課長。

●三上定住促進課長(三上直樹) ええ、先ほど辰田議員ご紹介いただきました見守りスーパーにこまるくん、ええ、すごくいいねが貼ってあったなというふうに私も見ておりました。ええ、地区別戦略実現事業については、平成31年度が最終年度となり、事業実施期間も

残り2年間となります。あのう、地区別戦略実現事業に取り組んだ事により、地域課題を自らの力で解決していくための土台は全町的に整いつつあるように考えております。補助金が無くても継続して事業が実施できるよう各団体として自己資金、事業収益の確保が重要であるという事については、今回の実践を通じて認識が深まって来つつあるとこのように感じております。ただ、地域課題は多様で、さまざまなものがございます。地域事情もさまざまです。この間の実践は限られた時間の中で地域課題の一部に対応いただけたものです。この地域住民・地域団体が自ら地域課題を掲げ解決に向け、取り組むシステムが、各地区の工夫により対応する課題を増やしつつ、持続的に展開されるよう、引き続き地域と共に研究を続けてまいりたいというふうに思います。行政としても契約終了後に向け、あるべき支援のあり方について先進事例等を検証してまいりたいとこのように考えております。

●辰田議員(辰田直久) はい、議長。

●議長(山中康樹) 辰田議員。

●辰田議員(辰田直久) まあ、そういった答弁をお聞きしますとこれは、あのう、継続すべき点もあるということは、また考えていこうという前向きな答弁と解釈をさせていただきます。ええ、昨日も今後の事業について漢字一文字で表してくださいという時に、継続の継を挙げられたところが複数あったように思います。そういった意味ではやはり、継続をしていくことを、あのう、地元も念頭に置き、そして頑張っていこうという表れでございしますので、その点を念頭におかれて、ええ、行政の方も対応していただきたいと思います。ええ、それに関連してですが、ええ、まあ、昨日も掲示されておりましたし、ええ、まあ、お話も少し出たようですが、あのう、道の駅瑞穂の整備構想との関連について議会の意見交換会等でも、この地区別戦略とどうコラボしていくのかというような意見もありました。ええ、その点について少しお伺いしたいと思いますが、行政報告のまあ、一番最初にまあ、説明もされておりますし、昨夜の田所公民館にも掲示がありました。ええ、まあ、かなり関連を持っているものだと思っておられると思います。まあ、このう、その12地区の取り組みとかそういったものをこの道の駅構想にどう生かしていけるつもりなのか。というのも先般まあ、こういった構想であるという図面等拝見いたしまして、まあ、建物、物流センターそしてまた駐車場の確保、道路拡張等の具体的なことが示されておりましたが、まあ、そういった12地区の意見を集約をされる前に、そういった、ええ、青写真を出されているということにつきましては、意見を聞いてからこういうものが必要だ、こういうものもっと広さがいるとか、そういった形でないように気もする点も疑問を持つとられる方もいます。どういうふうにこの12地区の集約して、この道の駅構想にのっけていけるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

●柳川企画財政課長(柳川修司) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 柳川企画財政課長。

●柳川企画財政課長(柳川修二) ええ、道の駅瑞穂の整備構想と地別戦略との兼ね合いというふうなご質問かと思えます。ええ、まずあのう、最初にお断り申し上げております、おきますが、あのう、示された絵というのは、あくまでも現時点で、あのう、イメージを抱いていただくために仮に建物の配置であるとか、ええ、中の施設を明示したものでありま

して、ええ、これが決まったものではございません。ええ、あくまでも、あのう、構想段階の絵という事で、ええ、今後、ええ、基本設計等を行っていく上では、当然変わっていく部分もあるというところを先ずご承知おきいただきたいと思います。ええ、で、今回の道の駅瑞穂の構想検討につきましては、あのう、町内外をつなぐひと、もの、情報の現状を分析した上で、ええ、道の駅をハブ拠点として、12公民館区の小さな拠点、まあ、これが一つのあのう、地区別戦略の形になろうかと思いますが、ええ、同志をつなぎ、ええ、邑南町全体の底力と魅力を共有、発信する新たな複合的ネットワークのあり方を検討したものでございます。ええ、具体で申し上げますと、ええ、まず、人の動きについてでございますが、道の駅瑞穂において、各地区の情報を発信することによって、道の駅を訪れた人を各地区へ誘導していくという機能を求めることもできようかと思います。ええ、また物の動きにつきましては、ええ、各地区で製造されました特産品等を、ええ、例えば町営バスでありますとか、スクールバス、こういったものに乗せて道の駅へ集めて販売するということも考えられます。ええ、これは従来ですと、旅客運送法等で、物だけを運ぶということは不可能でありましたが、ええ、法改正によりまして昨年からできるような形になっております。こういったことも含めまして、ええ、道の駅の瑞穂の機能を、ええ、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

●辰田議員(辰田直久) はい、議長。

●議長(山中康樹) 辰田議員。

●辰田議員(辰田直久) はい、まあ、あのう、写真的ものはまあ、イメージということでまあ、理解をしておるわけでございますが、まあ、物事を進めていくには、まあ、イメージから現実に、まあ、移っていくわけでもありますし、まあ、12公民館いろいろさまざまな事業をやっとられます。まあ、それを町一本に絞って、ええ、まあ、そういった場所にやる事業もあるかと思いますが、この地域でないと生きないという事業も、まあ、あると思います。それとまた、ええ、今の産直市を中心とした今の道の駅を100%またガラッと変えるわけにもいかないうような気もするわけです。そういった中ではやはり類似の施設も、まあ、沿線にもあったりする場合です、ありますので、そういったとことやはり調整をしながら、やっぱりええ、邑南町の道の駅という考えでいくなら、そういったことも今後検討課題に挙げていろいろなご意見をちょうだいしながら進めていかれないと、いろんな意味での誤解も生じてはいけないと思いますので、その点を留意いただきたいと思います。ええ、続きまして、まあ、2番目の、まあ、この冬の時期のほんとうにあのう、寒い日が続く、ええ、大雪も、まあ、量的にはそのドカ雪的なものでございましたが、ええ、豪雪そして異常低温が続きました。そしてまた、昨年末には、ええ、インフルエンザの流行によって、この庁舎内でもかなりの職員さんが、ええ、インフルエンザにかかれて、ええ、かかれて大変な思いをされたように思いますが、まあ、その点につきまして、ええ、まずあのう、こういった除雪の問題というなあ普段よくいろいろ取りざたされるわけですが、そういった意味で今年のまあ、低温に関する、まあ、雪の、まあ、重い雪がありましたよね。そういったもの。そしてまた、この低温によって、ええ、水道管の破裂等で飲料水の確保等が大変になり、ええ、他の自治体等から給水車を来ていただいたようなこともあります。まあ、そういった今回、ええ、そういった初めて経験したようなこともあ

ります。それを危機管理の視点から、ええ、今後、ええ、除雪に関連する倒木対策も含めて、ええ、飲料水確保の取り組みについて、ええ、どう考えられるかお聞きしたいと思います。

●服部総務課長(服部導士) 番外。

●議長(山中康樹) 服部総務課長。

●服部総務課長(服部導士) ええ、まあ、一応、あのう、今回の被害状況もふまえながらご説明をさせていただければと思っております。まず、1月10日からの降雪による被害についてですが。今回の雪は非常に重く、連鎖的な被害が多数発生し、その被害も長期間に及んでいます。交通に関しては、倒木による通行止めが多数発生したこと、また、浜田道の通行止めにより多くの大型車両やスキー客の車が国道261号を通行することになり、国道や県道の通行止めの発生やスリップ等による通行不能車両が発生が多く、交通への影響を大きくしました。併せ、降雪も長期間に及んだことにより積雪も多く、町道をはじめとする一般道の除雪がなかなか進まない状況となりご迷惑をお掛けしたと思っております。一方、この降雪による影響は交通にとどまらず、倒木により発生した停電は大きな影響をもたらしました。特に羽須美地域においては幾度も繰り返し停電が発生し、それが長期間に及びました。関係された皆さんは、寒い中、明かりも連絡手段もとれず、不安で大変な思いをされたことと思っております。こうした状況を振り返りますと、雪には慣れているはずの町であっても雪に弱いと強く感じております。特に倒木は道路を遮断し、除雪にも大きな影響を与えるほか、倒木で発生した停電はライフラインを遮断し、住民生活に大きな影響を与えました。町といたしましては、早め目に避難所を開設いたしました。避難者は限定されていまして、積極的な広報が必要であると感じておりますし、倒木に関しましては、多くの問題を抱えておりますが、行政だけでなく地域やライフライン管理会社などとも一緒になって対応を考えていく必要があると思っております。次に、1月23日からの低温による漏水対策ですが、これにつきましても対応が長期間に及び皆さんにもご迷惑を、あ、ご心配をおかけしたと思っております。対応には相当、担当に関係なく多くの職員が長期間携わっていますし、漏水による配水池の水位が低下した際には、県水道協会の協力をいただいて松江市、出雲市、浜田市の給水車で対応いただいております。こうした多くの人の協力により、漏水を調査するための計画断水だけで、生活に影響する断水は発生いたしませんでした。こうした状況と対応を振り返りますと、漏水管、ああ、老朽管の敷設替え、あるいは管路の適切な把握と管理、職員の動員を含めた緊急時の対応マニュアルが重要であるほか、不在住宅の閉栓の推進や住宅における凍結・漏水対策の周知、公共施設の適正な管理が必要であると思っております。また、このような状況を考えますと多くの職員の協力なくしては、対応は困難であると思っております。最後に、飲料水の確保ですが、現在備蓄品としてペットボトルの飲料水を用意しておりますし、給水、ああ、飲料水用の携帯用タンクも用意しております。しかしこれらはいずれも一時的なものでございまして、長期間あるいは大量に要する場合には、今回お願いいたしました県水道協会に給水車をお願いするほか、自衛隊に派遣要請をすることも考えられると思っております。

●辰田議員(辰田直久) はい、議長。

●議長(山中康樹) 辰田議員。

●辰田議員(辰田直久) ええ、そういたしますと、まあ、個々にあとう、さまざまな視点から個別に質問をさしていただきたいと思いますと思いますが、まあ、今の総務課長の答弁によりまして、だいたい概略は皆さんおわかりいただいたんではないかと思いますが、ええ、まずあとう、除雪に関して、ちょっとお聞きしたいと思います。あとう、今は建設業社等にまあ、委託という形で、ええ、まあ、だいたい100%近く任せた状態でやっていたいておると思います。まあ、その中で、ええ、まあ、機械ももう少したくさんあれば除雪の範囲も、まあ、速さも変わってくると思うんですが、ただ、オペレーターというものがいないと、これなかなか建設機械でございまして誰もができるという問題ではありません。まあ、その中で職員さんのそういう資格の取得、そしてまた一般の人のそういった資格を取るための、まあ、育成という言い方はおかしいかも知れませんが、そういったまあ、活動。そして、ええ、あと道路の関係、まあ、ええ、高速道路も通行止めになる。国道もまあ、一本大動脈261号線しかないわけで、まあ、迂回路についても、まあ、田所国分線のような今の通行はできない、冬期間、まあ、冬期間というかその大雪の時分はむり、そして、日桜ロードも止めてある、そうなってくるとあとう、動脈が通れなくなるとその小さな支線に行かなければならないが、その支線もないとなると、もちろん雪の時分ですので、救急車両、まあ、ヘリコプターも飛んで来ない、救急車両もどこへも、大病院へ連れていけないような状態も発生することもあります。まあ、そういった意味での工夫も必要に思いますが、まあ、その点の考え。そしてまあ、倒木につきましては、今回の議会でいろいろな視点から議論されたわけですが、まあ、これは前もって、ええ、まあ、結果がこうだったからそういう経験を積んで勉強する点もあるわけですが、まあ、事前にやっぱりそういった倒木の恐れのある山林所有者との事前協議的なものをしておくこと。まあ、そうなってくると道が、町道が先についたのか、山が先にあったかというようなことを言われる方もありましたが、まあ、その点、両者がやはり、あとう、折り合いながらやって行かなければいけない面もありますし、まあ、危機管理の面から、自治会の役員さん、そして防災士というのを育成されてる町でございまして、そういった方にもそういった危険箇所を把握していただいてもいいと思いますが、そういったところへの、まあ、呼びかけというか依頼は可能であるかどうか。そして飲料水は今回空き家等の破損が多かったというのを、全国的にテレビ等も、でも紹介をされておりましたが、まあ、空き家の把握は班長さん等通じて町もやっとなれると思います。その点で、そういった一緒に、まあ、その水道の面が止めてあるかどうかということもまあ、確認は水道課のほうでもできると思うんですが、そういったことを、まあ、地域でやっぱり気を付けておかないと自分にもまえやくというか、そういう災難が降りかかってくる恐れもあるもんでございます。そして、まあ、メーターがあるところに止水栓があるわけですが、それをまあ、止めにいくにしても、普段からやはりここに止水栓があるというような、まあ、道路の車幅にあとう、赤白の杭がありますが、ああいうものを建てておくとかしないといざいう時に対応ができない、あとう、おらないお家でもなんとかわかる、自分のお家でもわかるというような方法も取っておくべきであると思いますので、まあ、もちろん、近隣住民や家主の方の協力

もたいへん必要になりますし、ええ、あとはええ、普段人のいない自治会館、集会所等の漏水等もかなりあったように思いますし、ええ、その点の負担は、ええ、よほどの過失等無い限り、ええ、利用者にかかってくる点もございますので、まあ、そういったものを行政の側、ええ、使用する側お互いに気を付けていなければならない点もありますが、まあ、ええ、多々申しましたがそういった点について、ええ、所感があればお聞きしたいと思います。

●土崎建設課長(土崎由文) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 土崎建設課長

●土崎建設課長(土崎由文) ええ、まず除雪についてでございますけども、道路除雪につきましては島根県と共同して計画をしております。平成28年1月の豪雪や昨年鳥取県の大雪を教訓に、島根県において国道や主要地方道の除雪体制の強化が図られました。具体的には国道261号の24時間除雪体制や国道へのロータリー除雪機の増設などご配慮いただいたところです。大型車の立ち往生による渋滞も発生しました。ええ、この冬の豪雪に対する成果も、こういった事前の協議を元に行った関係で、一定の成果があったように思います。ええ、261号、浜田作木線など幹線道の除雪を優先して行っております。ええと、次にオペレーターのことについて申されました。資格取得の援助の、支援はないかということでございますけども、こういったあのう、オペレーターも不足していると、不足気味であるということは承知しておりまして、ええ、こういった制度の検討もしております。ただ、まだ少し具体的な、あのう、ええ、制度にはなっておりませんが、検討は進めております。次に倒木対策でございますが、危険と判断した場所や道路区域に張り出している箇所は、緊急に陰切りや立木の伐採など行っております。ただ、あのう、予防伐採的なものは、ええ、町のほうでは考えておりませんで、ええ、地元の方をお願いをするという広報の強化を考えております。ええ、宮田議員さんのご質問でも言いましたけども、ええ、いろいろな制度がございます。ええ、自治会や集落で取り組めば補助金が入ってくるというような制度のご紹介をしながらですね、地元のほうで伐採を進めていただきたいというふうなお願いをしたいというふうに思ってます。またあのう、国土交通省の道路局の平成30年度予算決定概要によりますと、道路区域外に起因する事故、災害を防止するため、沿道区域の土地等の管理者による適切な損害予防措置のいこうをはかるための支援、ああ、損失補償などがおくれるよう制度を拡充するというような検討もございます。ええ、こういった市町村への国の支援にも期待をして、こういった支援があれば、また集落の皆さまと予防伐採などの検討をさせていただきたいというふうに思います。

●川中水道課長(川中栄二) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 川中水道課長

●川中水道課長(川中栄二) ええと、はじめに、この1月10日から約1カ月間除雪対策におきまして、防災無線による水道管の凍結防止と漏水確認の繰り返しの呼びかけや、各地域で実施しました漏水調査のための断水にご協力をいただきました、水道利用者の皆様のご理解とご協力に改めて感謝を申し上げます。あのう、水道課としまして、今後も異常気象に安定した飲料水を確保していくための対策としまして

は、漏水による配水量の変化をいち早くすることが重要と考えております。そのためにも異常気象時の監視体制の強化を図ってまいりたいと考えております。また、平常時には日中の使用量を夜間、配水池に貯めていくことができますが、この度のように低温が続きますと、夜間の凍結防止による水量の増加や漏水による配水池の、漏水により配水池にたまらない状況が続く、配水池の低下が発生します。この使用水量の増加に対応するためには浄水場の浄水能力の向上が必要となってまいります。このために、冬季に入る前の、水を作る工程のろ過池などの維持管理の徹底に努めてまいりたいと考えております。先ほど辰田議員から、あのう、お話がありました、雪害対策の住民協力についてのご意見をいただいております。この度の雪害対策では、先ほど申し上げましたように水道利用者の皆さま方に、の、協力が非常に重要であったように思います。凍結防止や漏水対策は、まあ、もちろんですが、また助け合いの面で近所の宅内漏水の情報をいただいたこともありますし、まあ、例を挙げますと、布施地区で漏水修理を行いました、予定時間より時間がかかり、急きょ配水袋を公民館に配布した際、地域の方が自主的に一人暮らしの方へ配布していたこともありました。このように行政が対応できなかったことを地域の方に助けていただいております。ま、この度の有事の際には、今後も引き続きご協力をいただきたいと考えております。で、もう1点、あのう、止水栓の位置の確認でございますけども、確かに今回の漏水対策であのう、職員動員を掛けましたけども、止水栓の位置がわからないということが確かにありました。これはあのう、水道課としても、ほんとうに重要な問題と考えておりまして、あのう、今現在もあのう、位置の写真の確認とかそういうことに取り組んでいこうというふうに課のほうで考えております。以上でございます。

●服部総務課長(服部導士) 番外。

●議長(山中康樹) 服部総務課長。

●服部総務課長(服部導士) まあ、あのう、倒木の対策についてですね、防災士のほうの対応と、把握対応等のことについてお話ございましたけれども、ええ、防災士の方にはそういった負担は求めておりませんで、ええ、先ほど申しましたように、ええ、行政はもとより管理しております、あのう、ライフラインを管理しております管理会社あるいは地域と一緒にですね、これ検討していく必要があるだろうというふうに考えております。

●辰田議員(辰田直久) はい、議長。

●議長(山中康樹) 辰田議員。

●辰田議員(辰田直久) はい、まあ、あのう、除雪に関しましては、まあ、国県道、町道、そしてまた降雪の量、そしてまあ、除雪の体制、まあ、条件も異なりますし、まあ、一定の理解はするところですし、まあ、特にここではやっぱりそういった緊急事態の時の対応がなされないと、まあ、生命という、助からなければならないものがおそろかになってはいけないという点もあります。ええ、まあ、あのう、よく、あのう、前々から話が出ておりますが、日和の日桜ロードにいたしましても、いろいろ交通量とかを調査しながらという話もあるわけですが、あそこはまあ、だいたい1.5車線の幅でございますので、また、あそこを開けて大型車が通ってまた通行止めになったりするということも考えられるいうのも分かるんですが、逆に普通車限定だけでも通れるように確保するとか、まあ、江津

市が動く、動かないという話もあるんですが、ええ、どちらかといえば邑南町民が利用されるほうがおいいように思いますので、その点動かない自治体があれば、動かすように持って行くのも一つの力ではないかと思っておりますので、協力してなん、一つでも多くの路線を確保していただくことも大切ではないかと思っております。ええ、そして、ええ、あと、ええ、まあ、水道課の方、まあ、大変最初に言えば良かったんですが、ほんとにあのう、昼夜を問わず今回ご苦労されまして、ええ、ほんとにあのう、町民の皆さまからもいろんな感謝のことばをいただいとるのも承知しとることであります。ええ、課長が言われましたように今後は地域住民とやっぱり一体となってそういった同じ、まあ、事故というか事を起こさないように取り組んでいくこと、大切だと思います。ええ、そういった面で、ええ、今後は、ええ、今年のまた冬が来るまでにもう、今一度いろんな再点検をしていただいて、ええ、教訓を生かしながらの対応をしていただければと思います。ええ、そして次にもう1点、ええ、インフルエンザの件でございますが、ええ、これが発生いたしますと、まあ、今回特にこの庁舎内で多くあったということでございますので、そういった時に行政事務に、ええ、まあ、きたん、あのう、支障をきたすことも考えられますが、まあ、そういったことを起きた上で、まあ、特に今後そういったものが起きた場合に、どう対応していくかを中心に答弁をいただければと思います。

●服部総務課長(服部導士) 番外。

●議長(山中康樹) 服部総務課長。

●服部総務課長(服部導士) まあ、昨年12月22日にインフルエンザA型の罹患者が発生いたしまして、総罹患者数はこの本庁内だけですけれども48人に上っております。ええ、その影響は約1週間続きました。ええ、今回のように役場という行政機関で集団感染が発生しますと、住民の皆さんに直結したサービスが滞り、多大なご迷惑をおかけすることが考えられますが、幸いにも皆さんに大きなご迷惑をおかけせずに終息いたしました。しかしながら、役場では皆さんの生活や経済に関わる重要な業務を行っておりますし、こうした重要な感染症対策も、業務も担っておりますので、その対策は重要であると思っております。現在、対応策として考えておりますのは、当然のことながら出入口に消毒薬を常備し、手洗い、うがいといった咳、エチケットを励行するほか、ワクチン接種の勧奨、感染が疑われる場合や感染した場合の職場内ルールを作り周知することでございます。参考までに、まだ記憶に新しい平成21年に発生しました新型インフルエンザに起因し、その対応について、国、県、市町村に行動計画が作成されておまして、そうした重大な感染症が発生した場合は、法律や各行動計画に沿うことになります。また、ええ、こうしたインフルエンザあるいは災害に対しましても、ええ、業務継続計画を策定を、ええ、求められておまして、今現在最終的な案を起案中でございます。

●辰田議員(辰田直久) はい、議長。

●議長(山中康樹) 辰田議員。

●辰田議員(辰田直久) まあ、ある程度のマニュアル化を図っていこうというようなご答弁だったと思いますが、まあ、あのう、インフルエンザになってからのことを考えるよりもまずインフルエンザにならない予防ということも、まあ、考えていかなければならないわけ

でございまして、あのう、やはりあのう、少々寒いようでも時々換気をするとか、ああ、することも必要ではないかと思います。まあ、エアコンが中心でございしますので、空気も乾燥しますし、やはり感染力もあのう、強くなるような気も致します。まあ、余談になりますが、まあ、外で作業出られる方、そしてまあ、寒い中を煙草をすっとられる方とか、そういった方、今回あのう、結構インフルエンザになってられないような気がいたしますので、そういったやっぱりこれは医療的な因果関係はわかりませんが、やはりそういった外の空気も寒いところへ出たりしたりするようなことも一つ必要ではないかと思ひますし、ええ、まあ、ええ、女性は特に足元が冷えるようでテーブルの下には電気ストーブ等も置いてあるという総務課長からの、まあ、どのくらいあるかというような、あのう、質問も間でさしていただいたんですが、まあ、これは電気料とかいう問題じゃあなくて、やはりそういった中で、ええ、いろいろなことも考えてやっていかなければいけないということでございます。まあ、余談はそのぐらゐにして、ええ、まあ、いろいろと内部で考えていただいて町民のそういった行政事務等に支障のないような対応をしていただければと思います。ええ、そういたしますと、最後の30年度の当初予算について質問さしていただきます。この1番目の予算編成のテーマに掲げた、めざせ、人づくり・仕事づくり・安心づくり、A級のまちを具体的な内容とA級の町の解釈はというのは、漆谷議員さんが同じ質問をしておられまして、ええ、これについてはだいたい掌握しておりますので、ええ、その点補足があればお伺いをしたいと思います。

●石橋町長(石橋良治) はい議長、番外。

●議長(山中康樹) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) ええ、仰せのとおりあのう、漆谷議員さんの質問の時に、いろいろ申し上げましたので、重ねて言うことはさけないというふうに思ひますが、ああ、ご案内のようにあのう、八つの重点項目をこう掲げております。まあ、これをしっかりやっていくということと、それからやはりA級の町という意味合いをまあ、もう一回まあ、申し上げますと、やはりさすが邑南町といわれるように、一流の町として、ええ、目指していきたいということでもあります。あのう、邑南のおうというのは人が集ういう、こういうまあ、意味で私は思っております。人が集うということについて、よその町と同じようなことをやったら人は集まりません。やはり他の町よりも一歩先をやっていくということやらないと邑南のおうは活かされない。まあ、そういうにも思っておりますので、まあ、これがA級の町という事でございます。

●辰田議員(辰田直久) はい、議長。

●議長(山中康樹) 辰田議員。

●辰田議員(辰田直久) はい、まあ、A級の町というのは一流の町という、まあ、そういうニュアンスで言うと、こういった町だなという想像は誰しもがだいたいできると思ひます。まあ、ただ、一流の町をとる判断をするにはどういった、まあ、基準とか指針とか、まあ、誰が判断するかという、まあ、いろんな面もありますが、それは住んでいる町民がA級である、一流であるという感じを受け取った時に生まれてくるそういう感じ方ではないかと思ひます。まあ、最低限邑南町に住んで、ええ、いてよかったという思ひを町民が判断することが自分の町が、ああ、どんな町であるという基準になるんではないかと思ひま

す。ええ、二つ目に、ええ、まあ、前年度との比較において、ええ、まあ、新規継続事業を問わず、まあ、この予算にどんな点を工夫されたか、ああ、その工夫された点を簡潔にお答えを願いたいと思います。

●柳川企画財政課長(柳川修司) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 柳川企画財政課長。

●柳川企画財政課長(柳川修司) ええ、前年度との比較において、新規継続事業を問わず特にどのような点を工夫されたか、とのご質問でございますが、平成30年度当初予算編成におきましては、これまでと同様に限られた財源の中で事業効果の高い事業を実施していくため、事務事業の選択と集中により重点施策の財源を確保すること、行財政改善の推進を基本に掲げ、6つの項目などを示して行っております。昨年度との比較において、新規事業を行う場合は他の事業を廃止することや公共施設等総合管理計画の具体的実行の項目を新たに加えるとともに、経常一般財源の減額に努めるため、その他経常一般財源を対平成28年度決算ベース所要額の96%以下となるよう要求とのシーリングでの予算要求基準に変更しております。まず、新規事業を行う場合は他の事業を廃止することについては、限られた財源の中で事業効果の高い事業を実施していくためには、事務事業の選択と集中により重点施策の財源を確保することが重要です。そのために、新規事業を行う場合は他の事業を廃止することとし、事業の効果を見極め、継続事業と比較し選択、集中の判断を行うことといたしました。次に公共施設を総合管理計画の具体的実行を掲げておりますが、これにつきましては、邑南町公共施設等総合管理計画に記載されているとおり、町の財政状況を考えると、全ての公共施設について今後もそのまま維持し続けることは困難であります。また、町民ニーズの変化にあわせて公共施設のあり方について見直す必要がございます。そこで今年度より既存の公共施設をできる限り廃止、ええ、失礼しました、できる限り有効に活用するとともに、役割を終えた施設や危険性の高い施設は廃止・解体するなどの具体的実行を行うことにいたしました。ええ、もう一つ、ええ、最後にその他経常一般財源の減額について申しますと、前年度決算ベース所要額の96%以下となるよう要求することとしております。平成29年度の要求基準97%に比べ、さらに1%の減額としております。ここで言うその他経常一般財源は、多くが物件費などに含まれております需用費、役務費、委託料、賃借料等の内部管理経費が多くを占めており、これらの削減とは、まずは職員自らが経費の削減を行うことにより財政改革を推進していくものでございます。また、経常的経費は、毎年度継続して経常的に支出される経費を言いますので、経常的経費の削減は、継続することによりその効果が将来にわたり持続するものであり、短期間での効果にとどまらないものでございます。ええ、つまり、その他経常一般財源の減額は、職員自らが将来にわたり経費を削減することにより、自律可能な財政運営を目的とするものでございます。

●辰田議員(辰田直久) はい、議長。

●議長(山中康樹) 辰田議員。残り時間が10分を切りましたので、

●辰田議員(辰田直久) はい、まあ、今回のそのう、今の概略的な、まあ、狙いというものは今のわかりました。じゃああのう、まあ、的を絞っていけば、まあ、あのう、多くの

まあ、パーセンテージというかなりの金額を占めます、まあ、人件費という部分でござ  
います。まあ、昨年比約1億1,000万の増額なつとります。それにまあ、ええ、付帯  
して関連するものも増えておりますが、まあ、これはええ、まあ、職員数にも関連してき  
ますが、やはり昇給、昇格等によって変わってくるものだと思いますが、まあ、この現象  
が、ええ、今後数年はどういう傾向であると予想されるかという点。そして、ええ、あと  
はまあ、民生費の中に含まれると思いますが、まあ、今後高齢化が進む中で、ええ、地域  
包括ケア、そして終末期医療、そいから、ええ、介護予防対策等を必要となってくる時期  
が参っております。まあ、その点、そういった民生費の面でこういった点を工夫されたと  
こがあるかというものがあれば、お聞きしたいと思います。

●服部総務課長(服部導士) 番外。

●議長(山中康樹) 服部総務課長。

●服部総務課長(服部導士) ええ、今後の人件費の、あのう、まあ、想定ですけれども、え  
え、まあ、来年以降ですね、数年間は、ええ、8人、6人から8人ぐらいの定年退職を迎  
えますので、ええ、そうした状況をふまえますと、新規採用職員との入れ替えによってで  
すね、あのう、あるていど平準化していくんじゃないだろうか、まあ、人勧分について  
はまあ、はっきりとは言いませんのでそうですけれども、ええ、落ち着いていくんだろ  
うと思っておりますし、ええ、今年度、ええ、ああ、今回採用を予定しております、ええ、  
資格職あるいは、ええ、経験者についまして、あのう、ある程度落ち着いた段階ではも  
うあのう、採用は予定をしておりますので、そうした面では落ち着いてくると思います。  
また、ええ、今国会のほうでも審議をされておりますけれども、ええ、地方公務員法のほ  
うも、ええ、すでに32年度を予定に、ええ、はたらき、働き方改革の面で、地方公務員  
法の改正も予定をされておまして、その面も受けましてですね、やはりあのう、まあ、  
行政のすみ、スリム化も含めてですね、全体を少し考えて行く必要があるというふう  
に思っております、これも人件費にも影響してくるものと思っております。

●柳川企画財政課長(柳川修司) 番外、

●議長(山中康樹) 柳川企画財政課長。

●柳川企画財政課長(柳川修司) ええ、民生費の予算編成についてでございますが、ええ、  
本町の高齢化率につきましては、ええ、一定のところで高齢化率は、あのう、とどまっ  
ておるものというふうに考えております。ええ、またあのう、民生費におけます諸般の施策  
につきましては制度に基づくものが、ええ、ほとんどでございますので、制度に合わせた  
ものという形で行っておりますので、町独自に特に工夫したものという点はございません。

●辰田議員(辰田直久) はい、議長。

●議長(山中康樹) 辰田議員。

●辰田議員(辰田直久) まあ、今の民生費につきましては、まあ、あのう、まあ、上からの  
いろいろな制度もある関係もあるのは理解しておりますが、やはり自治体によっていろ  
んな特徴もありますので、やはり邑南町独自の対応も必要であると考えております。あの  
う、そうですね、ううん、まあ、こういったあのう、私人件費の面を言ったのは、人件費が高  
すぎるという意味で質問したんじゃないかと、やはりそれにやっぱり見合った町民サー  
ビスとか、やっぱり行き届くことをやっていただければ、あのう、まあ、当初、合併当時最

最終的には職員をこれだけの人数にしようとかいう案もあったわけですが、やってみるといろいろな面で人数がいないと対応できない面もたくさんあるように思います。まあ、そういった面では、あのう、住民と一緒にやってやっぱり職員さんもあのう、外で出て行って、前にも1回言ったと思いますが、あの2, 3年するとやはり配置転換で場所を変わられますが、まあ、福祉課関係におるとやっぱり地域の方と出て話をされる方も多いですが、また、技術系になるとまた現場に出られる、そこからまあ、中で事務を、がオンリーになる方もおらっしゃいますが、まあ、じぶんの仕事から離れたとってそれまでに得た経験とか教訓、それからお世話になったところへ行っている程度話をしてあげるとか、その後の様子を聞いてあげるとかいうのも一つの自分の仕事、実際の、直接の仕事じゃあなくてもそういうことをしてあげることによって、やはりそういった人件費が高い安いというような先入観には入って来ないんじゃないかと思うわけです。そういったことも気を付けられて対応していただければと思います。ええ、まあ、その関連でまあ、3番の質問にも関連が出てくるわけなんですけど、まあ、この多くの町民に有益な予算配分と町が期待する住民や地域のボランティア活動、マンパワーの考えはという質問をさしていただいておりますが、まあ、時間の関係もありますので、まあ、再質問的なものも踏まえまして、ええ、この質問は答弁の難しい質問だったかも知れませんが、この趣旨は、まあ、先ほども言いましたように、行政と町民が協働が不可欠であるという意味も込めたものです。ええ、有益な予算配分はというのは、当然町民が受けるサービスや保障そうしてまたそのう、数量や厚みは異なっても、まあ、他の自治体に勝るとも劣らないものがあるということは大切でありますし、ええ、まあ、不公平のない予算活用をしていただくためにはやはり各種補助金、公営住宅、保育所の入所基準等のやはり厳格に精査していく点も必要などにも来ておるとは思いますが、まあ、実際に困っている人のための予算であるということも踏まえて活用していかなければならないのではないかと思います。まあ、そして、ええ、まあ、住民の側も行政頼みばかりじゃなくて、ええ、ええ、意識改革をしなければならないことも多々あると思います。ええ、まあ、町民はまあ、一層のサービスとか支援を望むのは当然行政から望むのは当然だとは思いますが、まあ、若い方の世代も含めまして、今あるいろんな邑南町独自の制度に対して満足とか感謝もしなければいけないと思います。そういった面でお互いがあのう、行政側とまあ、議会を通じてでもいろんな話ができて、あのう、お互いに向上していくような、あのう、自治体になることが必要ではないかと思っております。ええ、まあ、町道のまあ、草刈りや掃除そしてまた、先ほどあのう、紹介も、亀山議員の時に紹介もあったわけですが、養護学校さんがどんどん外に出て地域の方と交流してやっておられること。そしてまた、ええ、町内にはたくさんのボランティア的な団体、企業そして地域貢献をされております。邑智病院を守る会というのもほんとに民間でそういった思いを込めて頑張っておられる組織もあるように、そういった自主的な団体活動を行っていただけることは大変ありがたいことですのでございますし、そういったものがどんどん増えていくことも大切ではないかと思っております。まあ、先般新聞等で紹介されとって、ええ、ちょっと思ったんですが、たとえばあのう、宇都井のイルミ、ええ、昨年までは予算がついたようですが、今年度はまあ、財政難もあってちょっと難しいということだったわけですが、やはりそういったものをスパッと切るのではなくて、まあ、半分に減額しなければな

らないとか、そういった形で対応してせつかくの住民が盛り上がって高齢者を中心に、まあ、ボランティア的な活度をして、一つの一大行事にもなってきたわけでございますし、ああ、裏を返せば、まあ、介護予防的なことと地域活性化につながってくるんじゃないかと思います。そういったものは目に見えない予算配分になるわけです。あ、住民が協力してやるというボランティア的なものも行政が出した予算じゃない数字に表れない助かる予算ではないかと思うわけです。まあ、そういったものを、まあ、切っていくとなれば他のそういったものにも団体等にも響いてくる点もあると思いますので、まあ、そういったものも大切に予算を組んでいっていただきたいと思うわけでございます。まあ、おそらくそのボランティアとかマンパワーということで、ええ、答弁を用意されておられましたかも、あるかと思いますが、この私の趣旨はそういった形で、ええ、職員さんも町民の皆さんも一緒になって協働していかなければいけない。この町、あ、う、ふだん町長さんから言われますが協働のまちづくりというのは、そこにもひとつの原点があるんじゃないかと思っておるところでございます。時間も参りましたので大変答弁をこちらのほうで、あ、う、切ったような形で大変申し訳ありませんが、まあ、要は、ええ、町民の思いにまあ、応えられるまあ、事業に重点をおいていただいて、まあ、場合によっては今日申し上げたようなことを年度途中でもまた考えていただくなど、ええ、この30年度の予算、そして事業が、まあ、議員全員の賛同を得て生きた予算事業になれば、予算や事業になるとともにまあ、ええ、町の掲げる目標が達成できることをまあ、祈念をいたしまして一般質問を終わらせていただきたいと思います。大変失礼いたしました。

●議長(山中康樹) 以上で辰田議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は午後1時15分とさせていただきます。

—— 午前11時51分 休憩 ——

—— 午後 1時15分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

追加日程第1 町長提出議案の上程・説明・質疑・討論・採決

●議長(山中康樹) 再開をいたします。ただいま、町長から、議案第45号、邑南町情報通信施設条例の一部改正についてが、提出をされました。お諮りをいたします。議案第45号、邑南町情報通信施設条例の一部改正についてを日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、ただちに議題にしたいと思います。これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、議案第45号、邑南町情報通信施設条例の一部改正についてを日程に追加し、追加日程第1とし、日程の順序を変更し、ただちに議題とすることに決定をいたしました。

●議長(山中康樹) 追加日程第1、町長提出議案の上程・説明・質疑・討論・採決に入ります。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○石橋町長(石橋良治) はい議長、番外。

●議長(山中康樹) 石橋町長。

○石橋町長(石橋良治) ええ、議案第45号の提案理由をご説明申し上げます。議案第45号、邑南町情報通信施設条例の一部改正についてでございますが、これは、インターネットサー

ビス改善を行うための料金改定にともなう改正などがございます。詳細につきましては、総務課長から説明をさせていただきますのでよろしくお願いします。

○服部総務課長(服部導士) 番外。

●議長(山中康樹) 服部 総務課長

○服部総務課長(服部導士) 議案第45号、邑南町情報通信施設条例の一部改正についてご説明いたします。この度の改正は、インターネットの利用環境を改善したことにもない、インターネット利用料を改定するものでございます。なお、今回の改正は施行日の違いから第1条と第2条に分けております。第1条は、字句の追加と修正、第2条は利用料の改正です。附則をご覧くださいますと、施行期日につきましては公布のして、公布の日とし、ただし第2条は平成30年6月1日から施行することとしております。また、経過措置をご覧くださいますと、第2条の利用料の改正につきましては、改正後の料金は平成30年6月利用分の利用料から適用し、平成30年5月分までの利用料は改正前の利用料を適用するとしております。それでは、新旧対照表をご覧ください。ええ、まず、最初のページから第1条となります。ええ、定義の第2条の表の一番下の6、光電変換装置の最後に機器の種類として、カッコ書きで放送用はV-ONU、通信用はD-ONUを追加しております。次に業務の第4条第5号についての現在の再送信を再放送にことばを変更しております。次にページをめくっていただきますと、1/2ページが第2条となります。これが月額利用料の改正ですが、次のページをご覧ください、現行の上から2段目、インターネット接続サービス、光電変換装置1台につき、3,600円を改正後の2段目、インターネット接続サービスの標準サービスとして、光電変換装置1台につき、612円増額の4,212円。また、3段目にはインターネット接続サービスのライトサービス、これは2メガバイトの通信制限を設けた格安プランとして、光電変換装置1台につき、468円減額の3,132円に変更をしております。以上、邑南町情報通信施設条例の一部改正について、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いします。

●議長(山中康樹) 以上で、提出者の説明は終了いたしました。これより、議案第45号に対する質疑に入ります。

~~~~○~~~~

●議長(山中康樹) 議案第45号に対する質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようでございますので、議案第45号に対する質疑を終わります。

~~~~○~~~~

●議長(山中康樹) これより、討論、採決に入ります。はじめに、議案第45号に対する討論に入ります。討論は、反対討論から始め、賛成討論、反対討論と交互に行います。議案第45号に対する反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようでございますので、討論を終わり、これより採決に入ります。

議案第45号に賛成の方の挙手を求めます。

- 議長(山中康樹) はい、全員賛成。全員賛成、したがって、議案第45号、邑南町情報通信施設条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

### 日程第3 議案の討論・採決

- 議長(山中康樹) 日程第3、議案の討論、採決。これより、議案第8号から議案第14号、議案第16号から議案第44号までの討論、採決に入ります。討論は、反対討論から始め、賛成討論、反対討論と交互に行います。始めに、議案第8号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第8号に賛成の方の挙手を求めます。

- 議長(山中康樹) はい、全員賛成。全員賛成、したがって、議案第8号、指定管理者の指定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

- 議長(山中康樹) 続きまして、議案第9号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第9号に対す、第9号に賛成の方の挙手を求めます。

- 議長(山中康樹) はい、全員賛成。全員賛成、したがって、議案第9号、指定管理者の定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

- 議長(山中康樹) 続きまして、議案第10号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第10号に賛成の方の挙手を求めます。

- 議長(山中康樹) はい、全員賛成。全員賛成、したがって、議案第10号、指定管理者の指定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

- 議長(山中康樹) 続きまして、議案第11号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第11号に賛成の方の挙手を求めます。

●議長(山中康樹) はい、全員賛成。全員賛成、したがって、議案第11号、指定管理者の指定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●議長(山中康樹) 続きまして、議案第12号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第12号に賛成の方の挙手を求めます。

●議長(山中康樹) はい、全員賛成。全員賛成、したがって、議案第12号、指定管理者の指定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●議長(山中康樹) 続きまして、議案第13号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第13号に賛成の方の挙手を求めます。

●議長(山中康樹) はい、全員賛成。全員賛成、したがって、議案第13号、指定管理者の指定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●議長(山中康樹) 続きまして、議案第14号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第14号に賛成の方の挙手を求めます。

●議長(山中康樹) はい、全員賛成。全員賛成、したがって、議案第14号、指定管理者の指定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●議長(山中康樹) 続きまして、議案第16号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第16

号に賛成の方の挙手を求めます。

●議長(山中康樹) はい、全員賛成。全員賛成、したがって、議案第16号、邑南町国民健康保険税条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●議長(山中康樹) 続きまして、議案第17号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第17号に賛成の方の挙手を求めます。

●議長(山中康樹) はい、全員賛成。全員賛成、したがって、議案第17号、邑南町国民健康保険条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●議長(山中康樹) 続きまして、議案第18号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第18号に賛成の方の挙手を求めます。

●議長(山中康樹) はい、全員賛成。全員賛成、したがって、議案第18号、邑南町後期高齢者医療に関する条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●議長(山中康樹) 続きまして、議案第19号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第19号に賛成の方の挙手を求めます。

●議長(山中康樹) はい、全員賛成。全員賛成、したがって、議案第19号、邑南町福祉医療費助成条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●議長(山中康樹) 続きまして、議案第20号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第20号に賛成の方の挙手を求めます。

●議長(山中康樹) はい、全員賛成。全員賛成、したがって、議案第20号、邑南町医療福祉従事者確保奨学基金条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●議長(山中康樹) 続きまして、議案第21号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第21号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手が、全員か、多数か、確認)

●議長(山中康樹) はい、全員賛成。全員賛成、したがって、議案第21号、邑南町教職員住宅管理条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●議長(山中康樹) 続きまして、議案第22号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第22号に賛成の方の挙手を求めます。

●議長(山中康樹) はい、全員賛成。したがって、議案第22号、邑南町公民館条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●議長(山中康樹) 続きまして、議案第23号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第23号に賛成の方の挙手を求めます。

●議長(山中康樹) はい、全員賛成。したがって、議案第23号、邑南町文化財保護条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●議長(山中康樹) 続きまして、議案第24号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第24号に賛成の方の挙手を求めます。

●議長(山中康樹) はい、全員賛成。したがって、議案第24号、公益的法人等の、法人等への職員の派遣等に関する条例の廃止につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●議長(山中康樹) 続きまして、議案第25号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第25号に賛成の方の挙手を求めます。

●議長(山中康樹) はい、全員賛成。したがって、議案第25号、邑南町三江線代替交通確保事業推進基金条例の制定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●議長(山中康樹) 続きまして、議案第26号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第26号に賛成の方の挙手を求めます。

●議長(山中康樹) はい、全員賛成。したがって、議案第26号、邑南町過疎地域自立促進計画の一部変更につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●議長(山中康樹) 続きまして、議案第27号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第27号に賛成の方の挙手を求めます。

●議長(山中康樹) はい、全員賛成。したがって、議案第27号、邑南町地域保健福祉計画の一部変更につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●議長(山中康樹) 続きまして、議案第28号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第28号に賛成の方の挙手を求めます。

●議長(山中康樹) はい、全員賛成。したがって、議案第28号、権利の放棄につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●議長(山中康樹) 続きまして、議案第29号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第29

号に賛成の方の挙手を求めます。

- 議長(山中康樹) はい、全員賛成。したがって、議案第29号、権利の放棄につきましては、原案のとおり決定をいたしました。
- 議長(山中康樹) 続きまして、議案第30号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)
- 議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)
- 議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第30号に賛成の方の挙手を求めます。
- 議長(山中康樹) はい、全員賛成。したがって、議案第30号、町道路線の廃止につきましては、原案のとおり決定をいたしました。
- 議長(山中康樹) 続きまして、議案第31号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)
- 議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)
- 議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第31号に賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手が、全員か、多数か、確認)
- 議長(山中康樹) はい、全員賛成。したがって、議案第31号、町道路線の認定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。
- 議長(山中康樹) 続きまして、議案第32号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)
- 議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)
- 議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第32号に賛成の方の挙手を求めます。
- 議長(山中康樹) はい、全員賛成。したがって、議案第32号、平成29年度邑南町一般会計補正予算第10号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。
- 議長(山中康樹) 続きまして、議案第33号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)
- 議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)
- 議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第33号に賛成の方の挙手を求めます。
- 議長(山中康樹) はい、全員賛成。したがって、議案第33号、平成29年度邑南町国民健

康保険事業特別会計補正予算第5号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●議長(山中康樹) 続きまして、議案第34号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第34号に賛成の方の挙手を求めます。

●議長(山中康樹) はい、全員賛成。したがって、議案第34号、平成29年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第4号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●議長(山中康樹) 続きまして、議案第35号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第35号に賛成の方の挙手を求めます。

●議長(山中康樹) はい、全員賛成。したがって、議案第35号、平成29年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第5号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●議長(山中康樹) 続きまして、議案第36号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第36号に賛成の方の挙手を求めます。

●議長(山中康樹) はい、全員賛成。したがって、議案第36号、平成29年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第4号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●議長(山中康樹) 続きまして、議案第37号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第37号に賛成の方の挙手を求めます。

●議長(山中康樹) はい、全員賛成。したがって、議案第37号、平成29年度邑南町水道事業会計補正予算第3号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●議長(山中康樹) 続きまして、議案第38号に対する討論に入ります。始めに、反対討論

はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第38号に賛成の方の挙手を求めます。

●議長(山中康樹) はい、全員賛成。したがって、議案第38号、平成30年度邑南町一般会計予算につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●議長(山中康樹) 続きまして、議案第39号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第39号に賛成の方の挙手を求めます。

●議長(山中康樹) はい、全員賛成。したがって、議案第39号、平成30年度邑南町国民健康保険事業特別会計予算につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●議長(山中康樹) 続きまして、議案第40号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第40号に賛成の方の挙手を求めます。

●議長(山中康樹) はい、全員賛成。したがって、議案第40号、平成30年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計予算につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●議長(山中康樹) 続きまして、議案第41号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第41号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手が、全員か、多数か、確認)

●議長(山中康樹) はい、全員賛成。したがって、議案第41号、平成30年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計予算につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●議長(山中康樹) 続きまして、議案第42号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)
- 議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第42号に賛成の方の挙手を求めます。
- 議長(山中康樹) はい、全員賛成。したがって、議案第42号、平成30年度邑南町下水道事業特別会計予算につきましては、原案のとおり決定をいたしました。
- 議長(山中康樹) 続きまして、議案第43号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)
- 議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)
- 議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第43号に賛成の方の挙手を求めます。
- 議長(山中康樹) はい、全員賛成。したがって、議案第43号、平成30年度邑南町電気通信事業特別会計予算につきましては、原案のとおり決定をいたしました。
- 議長(山中康樹) 続きまして、議案第44号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)
- 議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)
- 議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第44号に賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手が、全員か、多数か、確認)
- 議長(山中康樹) はい、全員賛成。したがって、議案第44号、平成30年度邑南町水道事業会計予算につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第4 閉会中の継続調査の付託

- 議長(山中康樹) 日程第4、閉会中の継続、調査の付託についてを、議題といたします。各委員長よりお手元に配付しておりますとおり、閉会中の継続、調査の申し出がありました。お諮りをいたします。各委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続、調査に付すること、ご異議はありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、各委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続、調査に付することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第5 議員派遣について

- 議長(山中康樹) 日程第5、議員派遣についてを、議題といたします。お諮りをいたします。邑南町議会会議規則第126条の規定により、お手元に配布のとおり、議員を派遣したいと思います。これに、ご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、議員派遣につきましては、お手元に配布のとおり、議員を派遣することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

閉会宣告

- 議長(山中康樹) 以上で、本定例会に付議されました案件は、全て議了いたしました。お諮りをいたします。本定例会に付議されました案件は全て議了いたしましたので、本日をもって閉会としたいと思います。これに、ご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定をいたしました。以上をもちまして、本日の会議を閉じます。これをもちまして、平成30年第2回邑南町議会定例会を閉会といたします。

—— 午後 1時45分 閉会 ——

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員